

第2期七戸町 子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月
七戸町

はじめに

～安心してすこやかな子どもを生き育てることができる

七戸町をめざして～

七戸町では、出生数の減少により少子化が進み、人口減少の一因となっております。この人口減少により、地域社会の活力低下が懸念されていることから、町では、妊婦健康診査の交通費助成、出産祝金やヤングファミリーへの家賃補助等“七戸らしい子育て支援施策の充実”を図っておりますが少子化の傾向に歯止めをかけるまでには至っていないところです。

町では、『安心して子どもを生き育てられる環境』を整備していくため、社会情勢や町民のニーズなどを踏まえ、平成27年3月に「七戸町子ども・子育て支援事業計画」（5カ年）を策定し、医療、母子保健、子育て支援施策などを展開して参りました。この計画が期間の終期を迎えるにあたり、これまでの施策を見直し、町の実情に合った子育て支援施策を反映した「第2期七戸町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この計画の実現のためには、行政、学校、企業、地域住民等が互いに連携を図りながら取り組むことが必要となりますので、町民の方々のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり「子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」にご協力いただきました保護者の皆様、また、貴重なご意見ご提言を賜りました子ども・子育て会議委員の皆様及び関係者の方々に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

七戸町長 小 又 勉

第2期七戸町 子ども・子育て支援事業計画

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の性格と役割.....	1
3 計画の期間.....	2
4 計画の策定体制.....	3

第2章 子どもと子育てを取り巻く現状

1 人口動態.....	5
2 施設等の状況.....	15
3 子ども・子育て支援事業計画の事業実績.....	18
4 人口推計.....	19
5 ニーズ調査.....	21

第3章 計画の基本方針

1 基本理念.....	33
2 基本目標.....	34
3 計画の体系.....	36

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て環境の整備.....	37
2 幼児期の学校教育・保育の推進.....	48
3 職業生活と家庭生活の両立の推進.....	49
4 要保護児童への対応.....	50
5 母親と乳幼児の健康確保・増進（母子保健計画）.....	53

第5章 計画の推進及び評価

1 計画の推進.....	63
2 計画の評価.....	65

資料

1 子ども・子育て会議 委員名簿.....	67
-----------------------	----

● 第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等、子育て世代を取り巻く環境の変化によって、子育て世代に子育ての負担や不安、孤立感が高まっており、子どもの育ちと子育てを、社会全体で支援していくことが求められています。

国においては、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進め、社会情勢の変化を受け、平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園の改善などを盛り込んだ「子ども・子育て関連3法」を制定しました。

本町では、こうした「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、すべての子どもが父母や地域の愛情に包まれて健やかに成長できることを目指して、平成27年3月に「(第1期)七戸町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援の取り組みを行ってきました。

その後も全国的に少子化が進行し、国においては待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒しや幼児教育・保育の無償化等、子育て支援対策は加速化しており、県、市町村、地域社会が一体となって更なる子育て支援に取り組むことが求められています。

こうした流れを踏まえ、現計画が終期を迎えることを機に、本町の子育て環境の向上に向けて、これまで取り組んできた施策を引き継ぎ、さらに推進・発展させるため「第2期七戸町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2 計画の性格と役割

(1) 計画の根拠法令等

子ども・子育て支援法第61条の規定により、各市町村は、国の基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画を定める必要があります。

■子ども・子育て支援法（抜粋）

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本方針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村事業計画です。国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、本町が取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにするものです。

なお、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援行動計画が義務策定から任意策定に変更されたことを受け、本町では、「子ども・子育て支援事業計画」に「次世代育成支援行動計画」を包含し、本計画を子ども・子育てに関する総合計画として位置付けるものとし、これまでの少子化対策と子育て支援への施策の方向性を持続・継続していくため、次世代育成支援行動計画の内容を本計画に可能な限り引継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることにします。

また、本計画の策定については、「第二次七戸町長期総合計画」をはじめ「七戸町地域福祉計画」、「七戸町障害福祉計画・障害児福祉計画」などの関連する他の分野別計画との整合を図ります。

3 計画の期間

(1) 計画の期間

本計画は、令和2年度を初年度とし、令和6年度を目標年度とする5年間の計画です。

■計画期間

平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	
	第1期七戸町 子ども・子育て支援事業計画								
	策定	第2期七戸町子ども・子育て支援事業計画							
						見直し	第3期七戸町 子ども・子育て支援事業計画		

4 計画の策定体制

(1) 策定委員会の設置

本計画の策定は、地域特性に応じた計画を策定するため、学識経験者、児童福祉関係者、教育関係者、保健医療関係者、その他関係団体、住民代表等で組織された「七戸町子ども・子育て会議」において審議、検討を行っています。

(2) 行政内部の連携体制

本計画の策定は、児童福祉事務を担う社会生活課を主管課とし、庁内関係各課の各担当部門と連携を図り、調整を行っています。

(3) 実態・要望等の把握

本計画策定のために、平成30年11月に実施した「第2期七戸町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」の結果を反映しています。

■調査の概要

	配布数	①回収数 【回収率】	無効回答 (※)	②有効回答 【有効回答率】
就学前児童調査	403件	285件 【70.7%】	0件	285件 【70.7%】
就学児童調査	456件	420件 【92.1%】	0件	420件 【92.1%】

○調査の対象者と調査方法

就学前児童調査：就学前児童を持つ保護者を対象とし、認定こども園等を通じて配布・回収（一部郵送）

就学児童調査：就学児童（1～5年生）を持つ保護者を対象とし、小学校を通じて配布・回収



第2章

子どもと子育てを取り巻く現状

第2章 子どもと子育てを取り巻く現状

1 人口動態

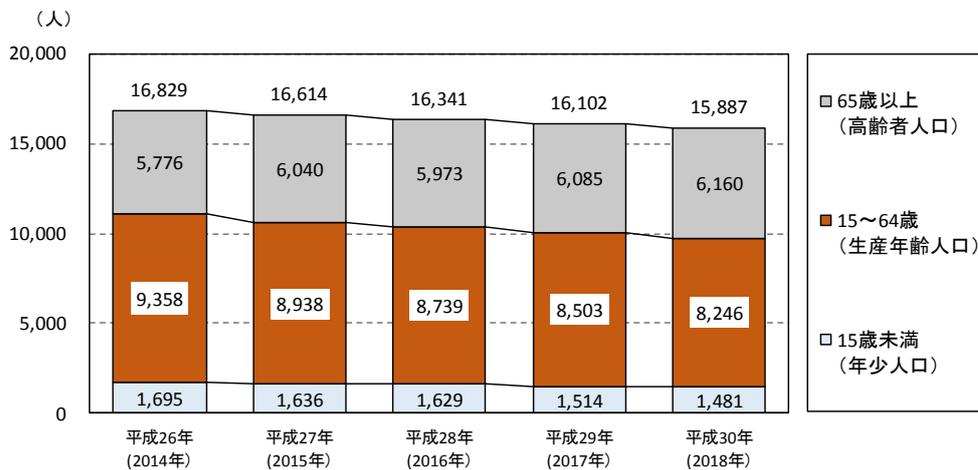
(1) 人口推移

七戸町の人口は、減少傾向で推移し、平成30年9月末時点では、15,887人となっています。

年齢3区分人口では、年少人口と生産年齢人口は減少傾向にあります。高齢者人口は増加傾向にあります。

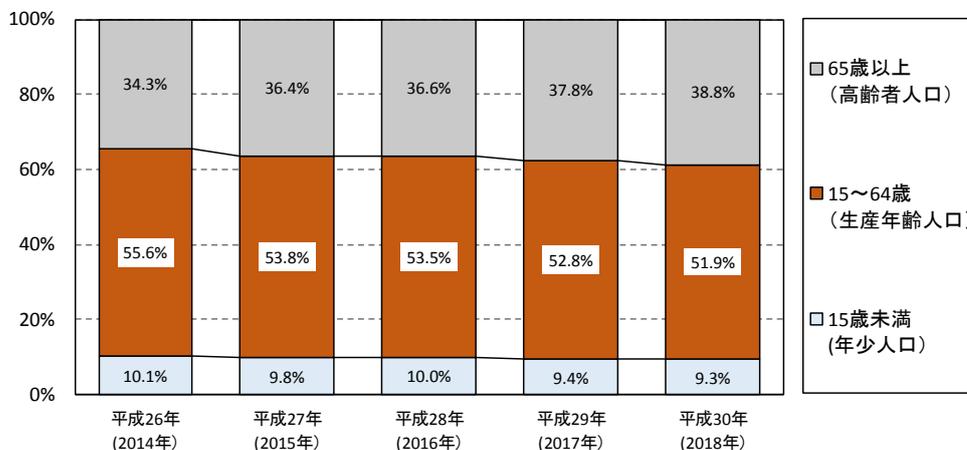
また、年齢3区分人口割合でも、年少人口割合と生産年齢人口割合が減少傾向で推移し、高齢者人口割合（高齢化率）の増加が見られ、平成30年9月末現在では、年少人口割合9.3%、生産年齢人口割合51.9%、高齢者人口割合38.8%となっています。

■年齢3区分別人口



資料：住民基本台帳（各年9月末時点）

■年齢3区分別人口割合



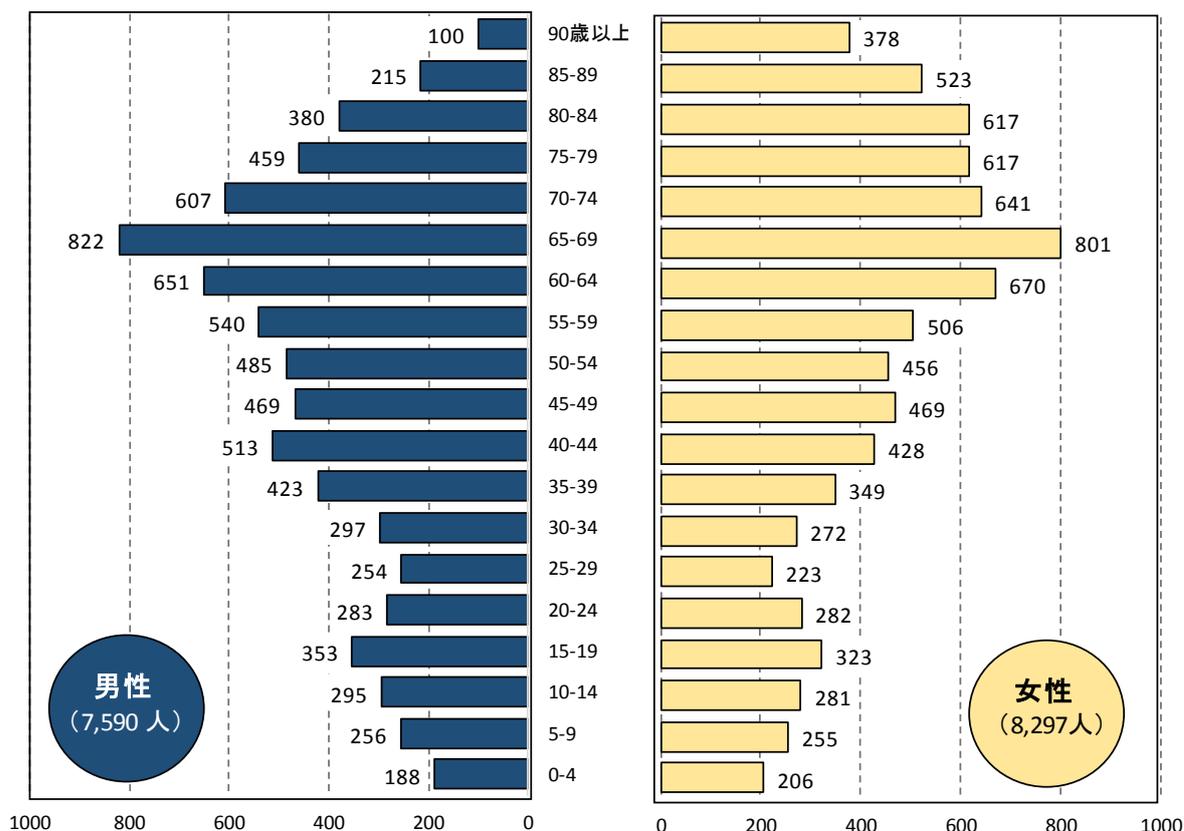
資料：住民基本台帳（各年9月末時点）

(2) 人口ピラミッド

平成30年9月末時点での人口ピラミッドをみると、年少人口が少なく将来の人口減少が予測される「つぼ型」となっています。

男女ともに65歳から69歳の人口構成が最も多く、次いで、60歳～64歳と続いており、この年代が今後5年間のうちに65歳以上の高齢者となることから、高齢者数の大幅な増加が予想されます。また、0歳から4歳の人口構成が最も少なく、将来の人口減少、少子高齢化がうかがえる人口構成となっています。

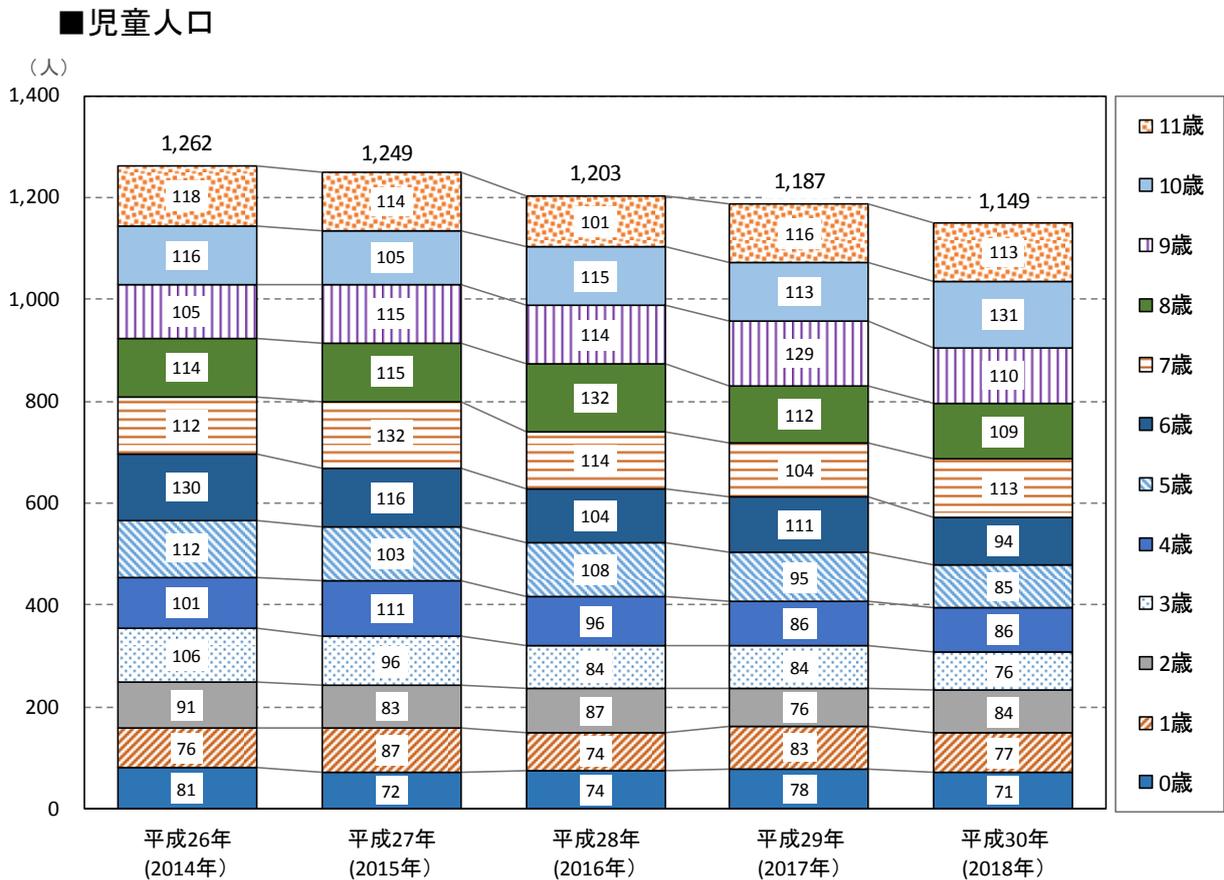
■人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（平成30年9月末時点）

(3) 児童人口

11歳までの児童人口の推移をみると、全体人口と同様に減少傾向で推移し、平成26年に1,262人であった児童数が、平成30年には1,149人となり、113人の減少となっています。



資料：住民基本台帳（平成30年9月末時点）

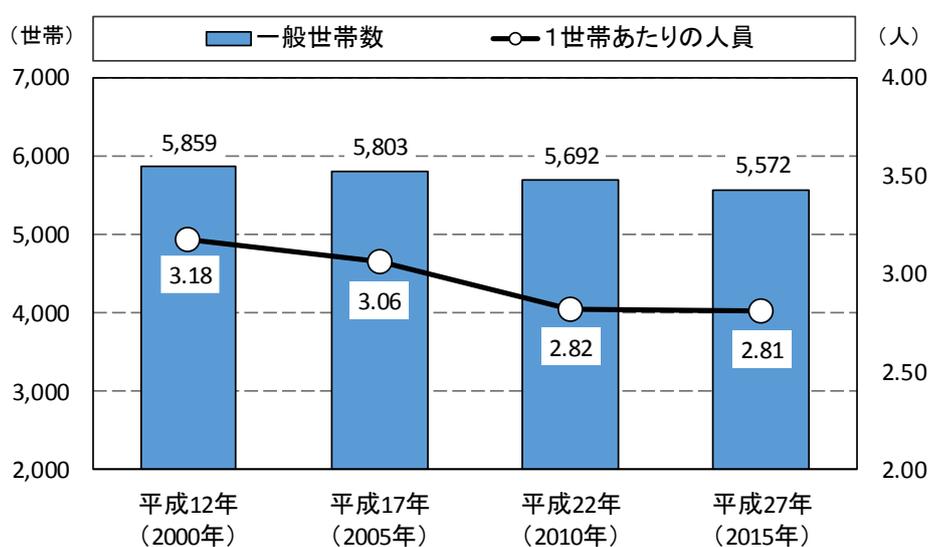
(4) 世帯の状況

国勢調査によると、世帯数は減少傾向で推移し、平成27年の世帯数は5,572世帯となっています。

また、世帯数の傾向と同様に、1世帯あたりの人員も減少傾向で推移し、平成27年の調査では2.81人となっています。

児童のいる世帯でみると、6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯はともに調査毎に減少し、平成27年の調査では、6歳未満親族のいる世帯は411世帯、18歳未満親族のいる世帯は1,150世帯となっています。

■世帯



資料：国勢調査（平成12年は(旧)七戸町と(旧)天間林村のデータ統合）

■児童のいる世帯

	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
6歳未満親族のいる世帯				
世帯数	705	593	495	411
世帯人員	3,558	3,002	2,502	2,059
6歳未満の親族人員	920	763	630	523
18歳未満親族のいる世帯				
世帯数	1,916	1,603	1,378	1,150
世帯人員	9,298	7,692	6,421	5,334
18歳未満の親族人員	3,351	2,790	2,334	1,960

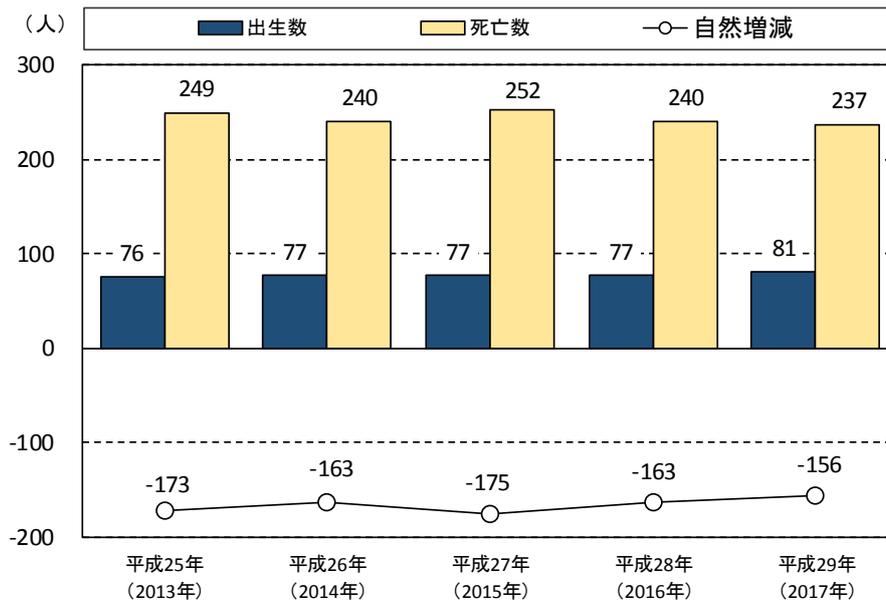
資料：国勢調査（平成12年は(旧)七戸町と(旧)天間林村のデータ統合）

(5) 自然動態・社会動態

出生数と死亡数の推移をみると、常に死亡数が出生数を上回り、自然増減はマイナスで推移し、平成29年の自然増減は、マイナス156人となっています。

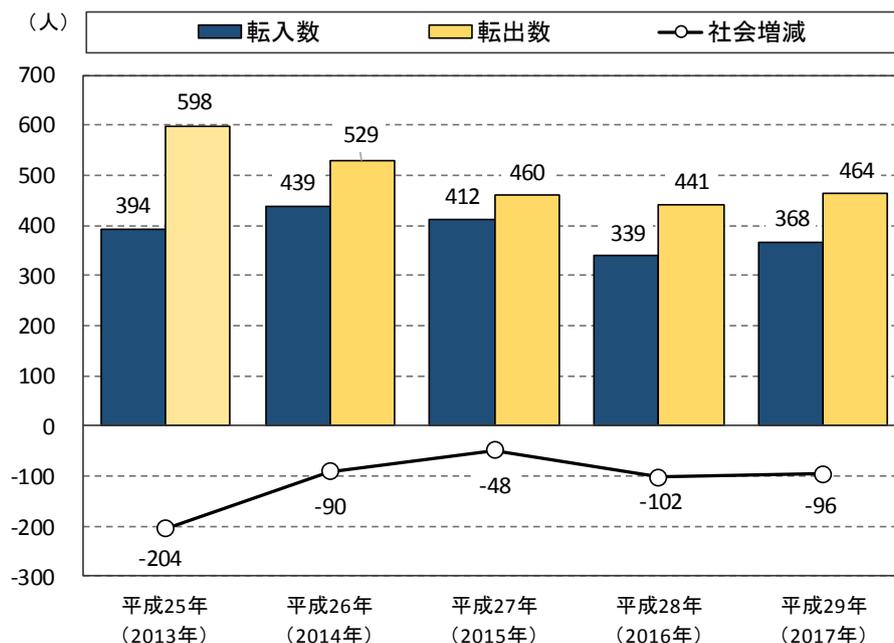
また、転入数と転出数の推移をみると、常に転出数が転入数を上回り、社会増減はマイナスで推移し、平成29年の社会増減は、マイナス96人となっています。

■自然動態



資料：青森県健康福祉部 「人口動態統計(確定数)より」

■社会動態

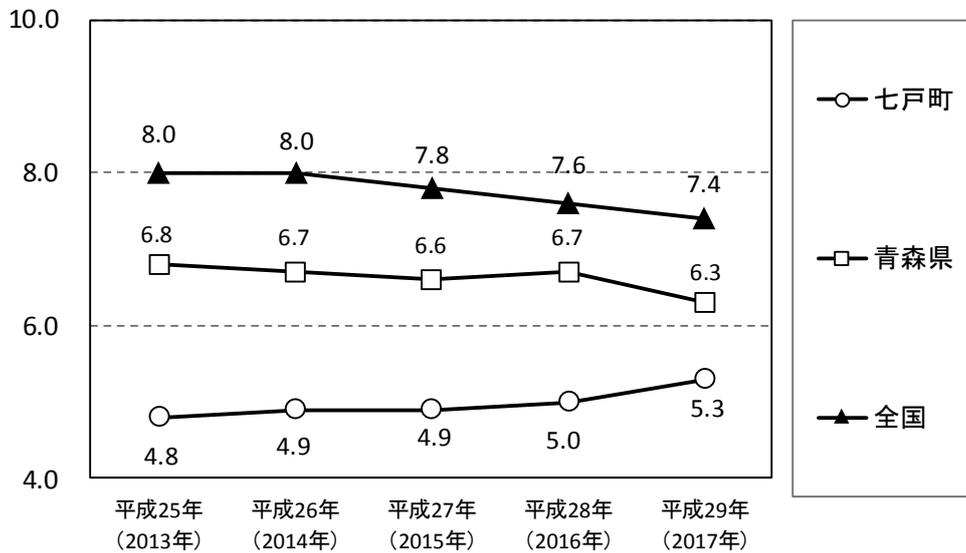


資料：青森県企画政策部 「青森県の人口より」

(6) 出生率

出生率は、平成25年以降、常に全国、県平均より低い値で推移し、平成29年には、5.3となっています。

■出生率



資料：青森県健康福祉部「人口動態統計(確定数より)」

(7) 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、常に県平均より高い値で推移し、平成20年～平成24年では、1.56となっています。

■合計特殊出生率

	昭和58年～ 昭和62年	昭和63年～ 平成4年	平成5年～ 平成9年	平成10年～ 平成14年	平成15年～ 平成19年	平成20年～ 平成24年
七戸町	1.93	1.66	1.71	1.52	1.35	1.56
青森県	1.80	1.63	1.58	1.48	1.34	1.37

資料：青森県人口動態統計「市町村別合計特殊出生率より」

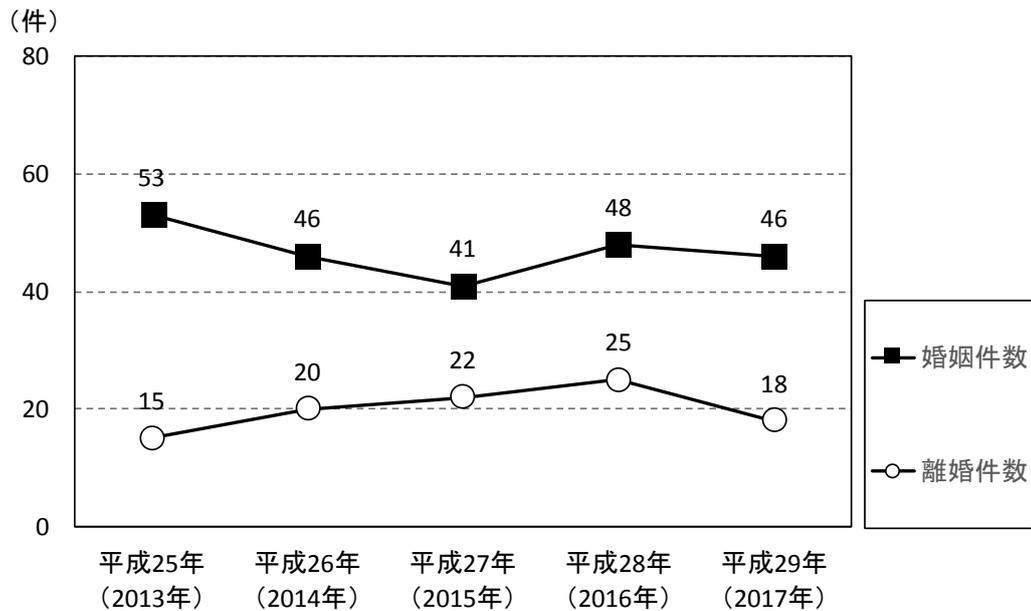
※合計特殊出生率・・・一人の女性が一生の間に生むとされる子どもの数を表す数値

(8) 婚姻・離婚

婚姻件数は、平成21年以降は減少傾向で推移していましたが、平成26年以降は概ね横ばいの傾向となっています。

一方、離婚件数は、平成25年以降は増加傾向で推移していましたが、平成29年は減少に転じ、18件となっています。

■婚姻・離婚



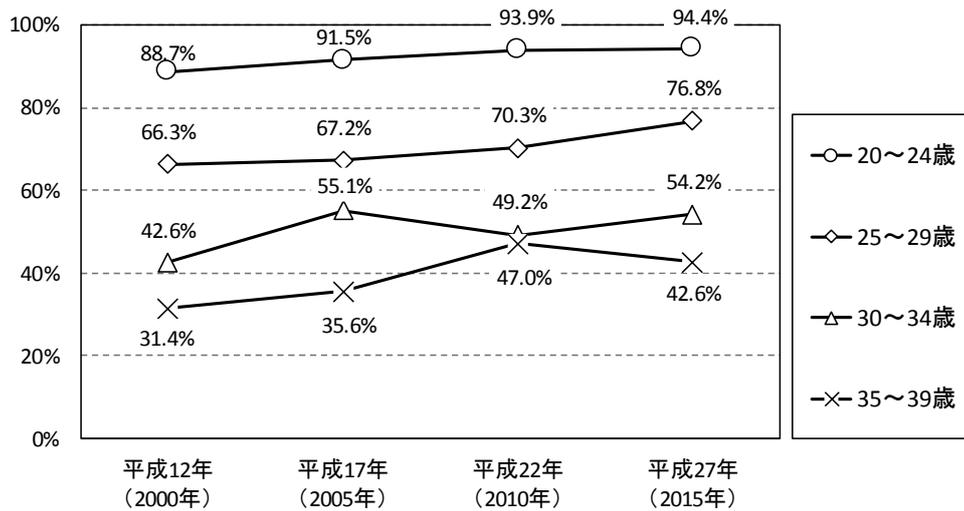
資料：青森県健康福祉部 「人口動態統計(確定数)より」

(9) 未婚率

未婚率は平成12年の調査から全体的に未婚率の上昇がみられる中で、男性の30～34歳の未婚率の上昇が大きくなっています。

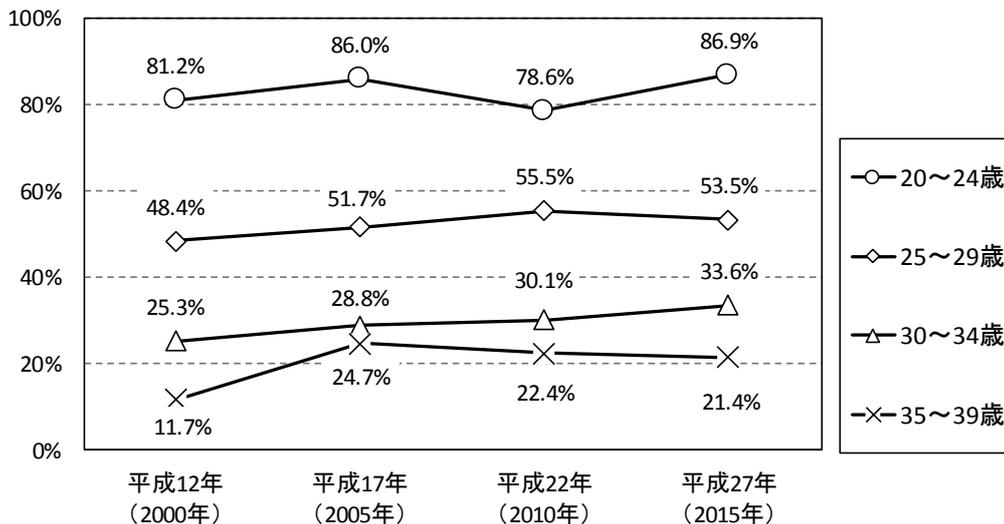
女性は、35～39歳の未婚率の上昇が大きくなっています。

■男性の未婚率



資料：国勢調査（平成12年は(旧)七戸町と(旧)天間林村のデータ統合）

■女性の未婚率



資料：国勢調査（平成12年は(旧)七戸町と(旧)天間林村のデータ統合）

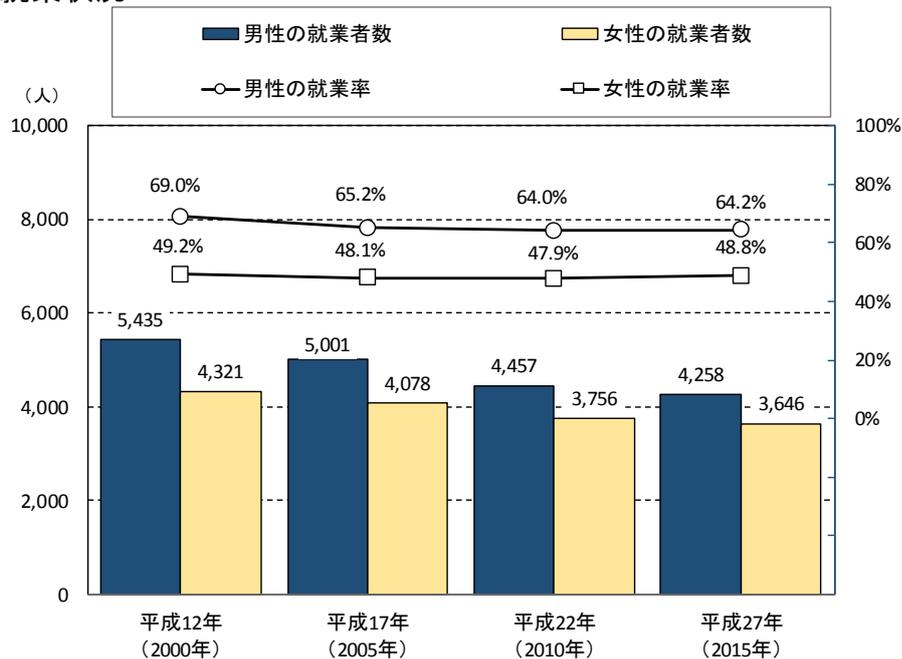
(10) 就業状況

男女別の就業率は、男性、女性ともに平成12年以降減少傾向で推移していましたが、平成27年では男女とも上昇し、男性64.2%、女性48.8%となっています。

男女別の産業分類は、男性、女性ともに3次産業の従事者が多く、平成27年では男性の51.2%、女性の66.9%が3次産業従事者となっています。

男女年齢別の就業率をみると、女性は平成22年以降、25～29歳の就業率が高くなり、女性特有のM字型曲線の落ち込みが浅く、男性と同様の傾向を示す状況となっています。

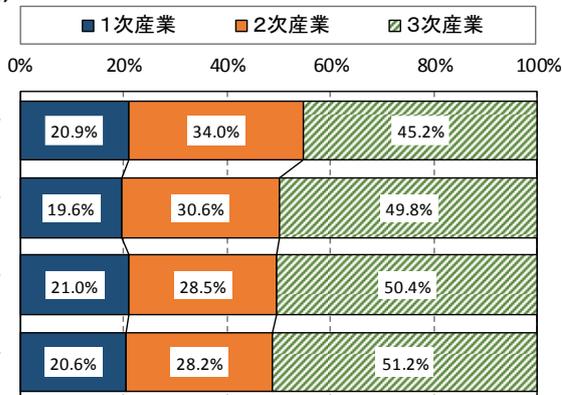
■男女別就業状況



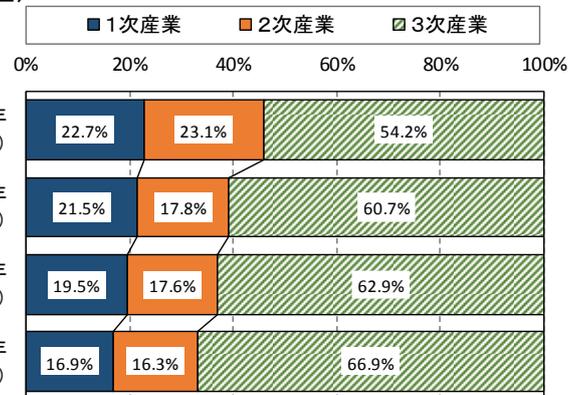
資料：国勢調査（平成12年は(旧)七戸町と(旧)天間林村のデータ統合）

■男女別産業分類

(男性)



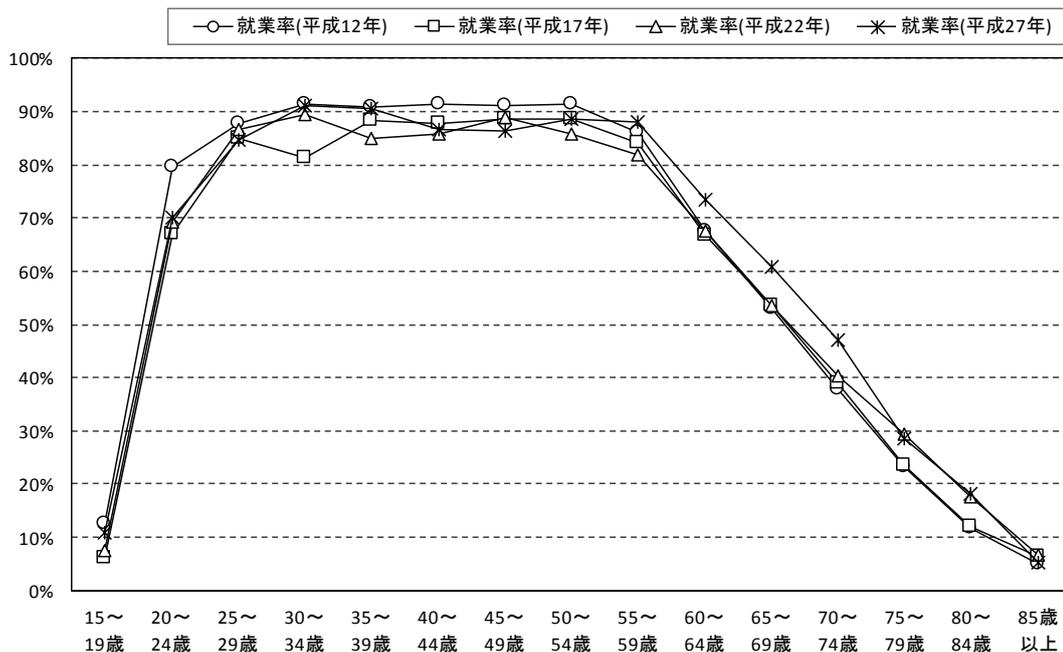
(女性)



資料：国勢調査（平成12年は(旧)七戸町と(旧)天間林村のデータ統合）

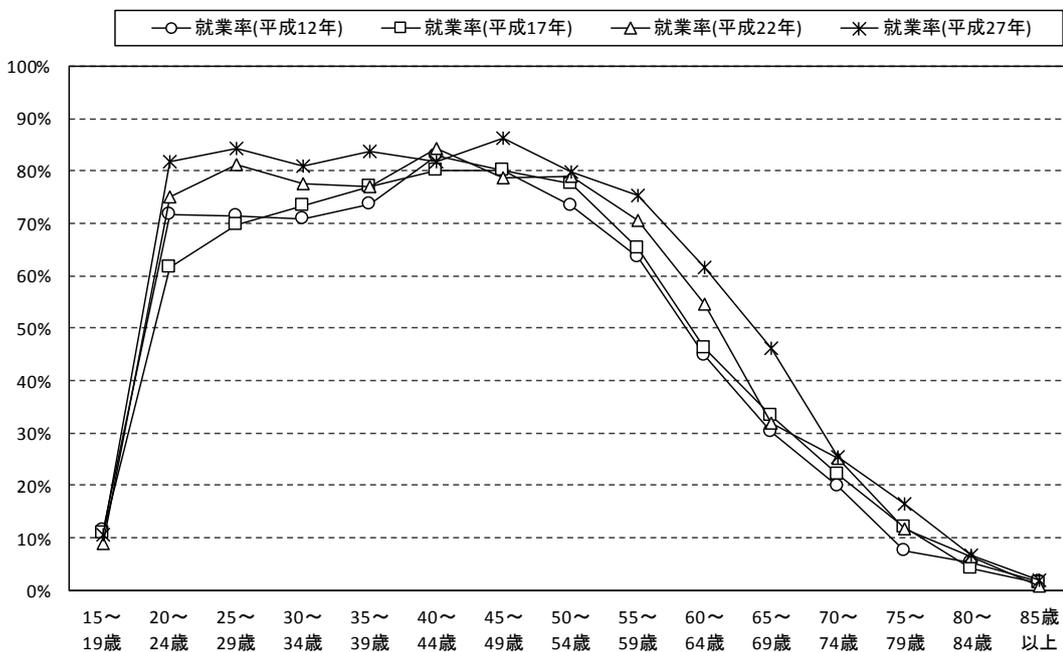
■男女年齢別就業状況

(男性)



資料：国勢調査（平成12年は(旧)七戸町と(旧)天間林村のデータ統合）

(女性)



資料：国勢調査（平成12年は(旧)七戸町と(旧)天間林村のデータ統合）

2 施設等の状況

(1) 認定こども園・保育所の状況

町内の特定教育・保育施設は、平成31年4月1日時点、幼保連携型認定こども園及び保育所が6施設あります。

入所児童数は年々減少傾向となっており、平成31年4月1日時点では計426人となっています。

○認定こども園・保育所の児童数の推移（各年4月1日時点）

（単位：人）

施設名		入 所 児 童 数				
		27年度 (2015年)	28年度 (2016年)	29年度 (2017年)	30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)
私立	城南こども園	86 (115)	81 (115)	77 (90)	70 (80)	66 (80)
	城北こども園	75 (90)	80 (90)	83 (90)	88 (90)	92 (100)
	道ノ上こども園	116 (125)	107 (125)	93 (105)	83 (95)	75 (85)
	榎林こども園	60 (70)	59 (70)	50 (60)	50 (60)	49 (60)
	チビッコるーむ	56 (65)	55 (65)	65 (75)	60 (75)	64 (75)
	明照保育園	46 (50)	44 (50)	46 (50)	44 (50)	38 (50)
	小 計	439 (515)	426 (515)	411 (470)	395 (450)	384 (450)
他市町村		41	46	35	39	41
合 計		480 (515)	472 (515)	446 (470)	434 (450)	426 (450)

※（ ）は各園の定員数

資料：七戸町 社会生活課

(2) 幼稚園の状況

町内の幼稚園については、平成29年度に閉園しており、現在はありません。

○幼稚園の推移（各年4月1日時点）

（単位：人）

幼稚園名		定員	入 所 園 児 数				
			27年度 (2015年)	28年度 (2016年)	29年度 (2017年)	30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)
公立	七戸幼稚園	75	19	10	5	—	—
合 計		75	19	10	5	—	—

資料：七戸町 社会生活課

(3) 児童館の状況

町内の児童館については、城南児童館の1館となっています。

利用者数は年によって異なりますが、平成30年度では13,906人となっています。

○児童館の推移

(単位：人)

児童館名		利 用 者 数				
		27年度 (2015年)	28年度 (2016年)	29年度 (2017年)	30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)
公立	城南児童館	12,913	12,890	12,948	13,906	4,487
合 計		12,913	12,890	12,948	13,906	4,487

令和元年度は7月末までの数字

資料：七戸町 社会生活課

※「児童館」とは？

児童福祉法第40条に規定される施設で、児童（児童福祉法上0歳～18歳未満の子ども）に健全な遊びを与え、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的とした施設となります。

※放課後児童（学童保育）クラブとは？

主に日中保護者が家庭にいない小学生児童に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る保育事業となります。

法律上の正式名称は「放課後児童健全育成事業」となります。

(4) 放課後児童（学童保育）クラブの状況

町内には令和元年7月31日現在、城南クラブ、城北学童保育クラブ、西学童保育クラブ、東学童保育クラブ、天間西学童保育クラブの計5か所が設置されており、すべての放課後児童クラブで高学年の受け入れも行っています。

○放課後児童クラブの状況

	27年度 (2015年)	28年度 (2016年)	29年度 (2017年)	30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)
設置数(か所)	4	5	5	5	5
登録者数(人)	508	529	515	498	467
城南	123	122	115	120	108
城北	148	158	160	156	144
西	170	93	74	53	55
東	67	68	70	64	62
天間西	—	88	96	105	98
年間利用者数(人)	65,668	66,556	65,938	66,559	20,807
城南	11,648	12,064	12,934	13,737	4,487
城北	17,133	18,964	20,053	18,628	6,273
西	27,333	9,798	4,845	5,186	1,823
東	9,554	8,724	10,153	9,759	2,059
天間西	—	17,006	17,953	19,249	6,165
年間開所数(日)					
城南	293	290	289	289	96
城北	294	290	289	286	95
西	292	290	289	287	96
東	291	289	289	287	96
天間西	—	290	289	287	96
1日平均利用者数(人)					
城南	40	42	45	48	66
城北	59	66	70	66	47
西	94	34	17	19	19
東	34	31	63	34	22
天間西	—	59	36	68	64
総指導員数(人)	20	26	26	28	28

令和元年度は7月末までの数字

資料：七戸町 社会生活課

3 子ども・子育て支援事業計画の事業実績

(1) 教育・保育事業

平成27年度からの認定者数の推移は、2号認定、3号認定はともに減少傾向で推移しています。3号認定については、1～2歳は増加していますが、0歳の減少が大きくなっています。

1号認定は増加傾向で推移していましたが、令和元年度では減少に転じています。

○認定区分別 実績人数

認定区分	27年度 (2015年)	28年度 (2016年)	29年度 (2017年)	30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)
1号認定	8人	11人	14人	16人	10人
2号認定	269人	253人	246人	225人	227人
3号認定	162人	162人	151人	154人	147人
0歳	31人	24人	27人	21人	13人
1-2歳	131人	138人	124人	133人	134人

(2) 地域子ども・子育て支援事業

平成27年度からの地域子ども・子育て支援事業の状況は、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、延長保育事業の利用が増加傾向で推移しています。

地域子育て支援拠点事業については、随時、相談・助言を行い、一時預かり事業、延長保育事業においては、希望があればすべて受入れています。

○地域子ども・子育て支援事業 実績値

事業名	27年度 (2015年)	28年度 (2016年)	29年度 (2017年)	30年度 (2018年)
地域子育て支援拠点事業	4,740人	3,876人	6,205人	5,759人
妊婦健康診査事業	145人	136人	114人	96人
乳児家庭全戸訪問事業	85人	91人	69人	61人
一時預かり事業	698人	729人	886人	928人
延長保育事業	79人	108人	122人	123人
病児・病後児保育事業	495人	435人	406人	393人
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	478人	515人	507人	496人
低学年	294人	308人	300人	289人
高学年	184人	207人	207人	207人

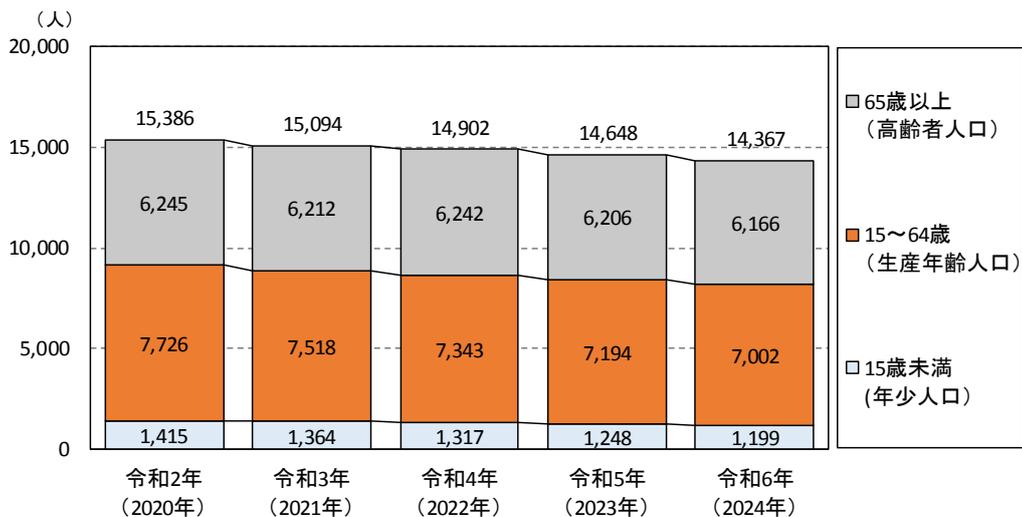
4 人口推計

(1) 人口推計

令和2年以降の総人口は、減少傾向で推移し、令和6年には14,367人と予想されています。

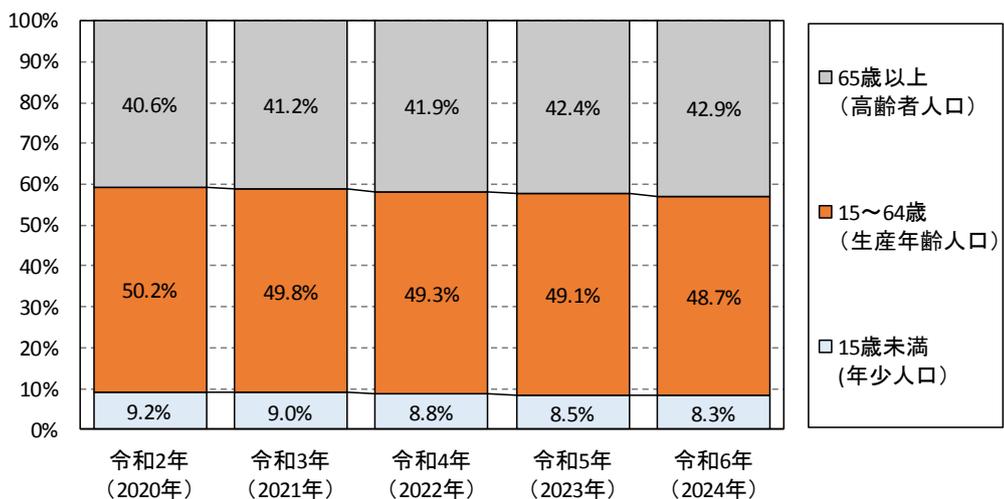
また、年齢3区分人口割合では、年少人口割合、生産年齢人口割合が減少し、高齢者人口割合（高齢化率）の増加がみられます。

■年齢3区分別人口（推計）



資料：平成27年から平成30年の住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計

■年齢3区分別人口割合（推計）

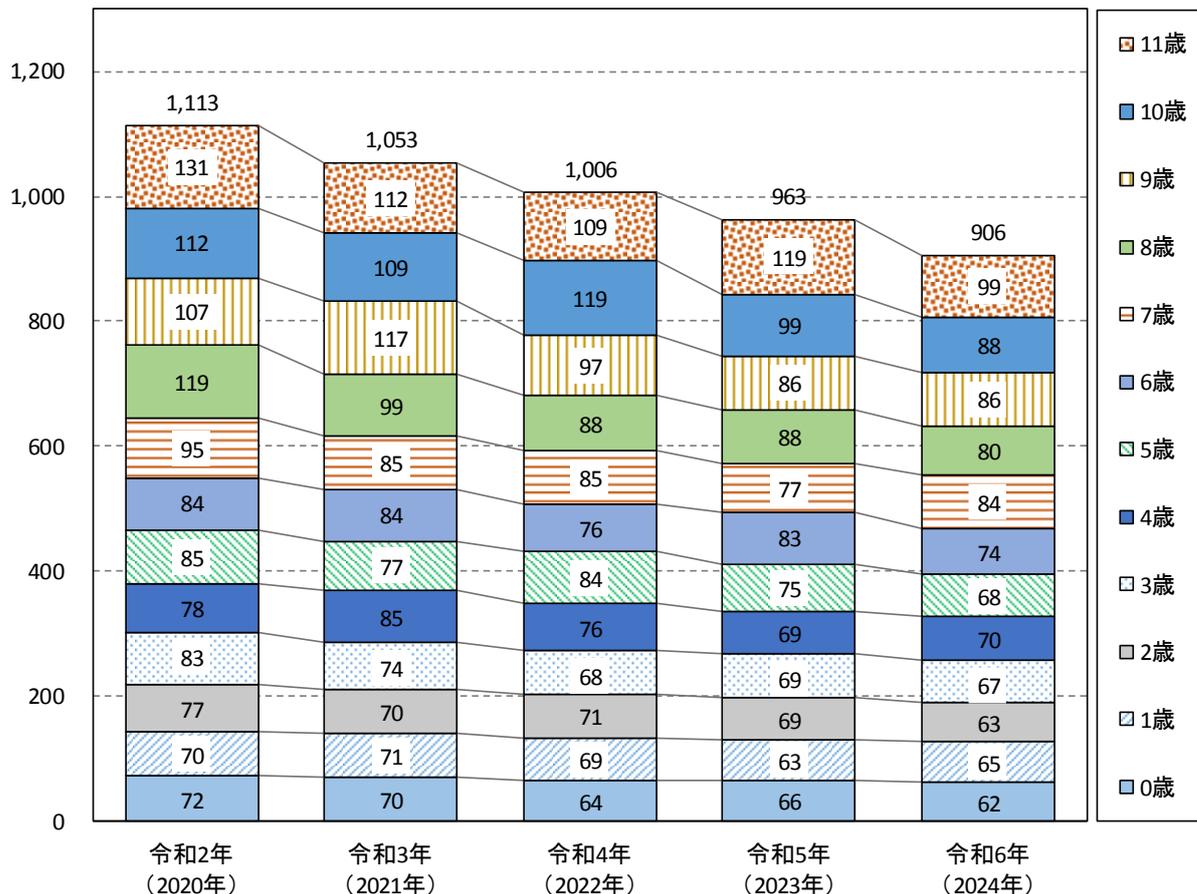


資料：平成27年から平成30年の住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計

(2) 児童人口の推計

児童人口は、令和2年以降5年間で207人減少し、令和6年の児童人口は906人と予測されます。

■児童人口（推計）
（人）



資料：平成27年から平成30年の住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計

※「コーホート変化率法」とは？

各コーホート（観察対象の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

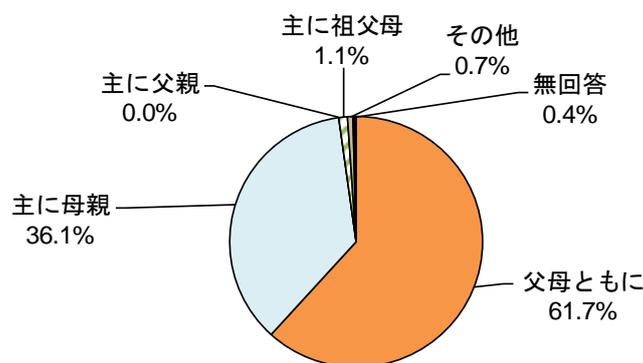
5 ニーズ調査

(1) 調査結果【就学前児童】

①子育てを主に行っている方

子どもの子育てを主に行っている方は、「父母ともに」(61.7%)、「主に母親」(36.1%)とこの2つの回答が圧倒的に多くなっています。

■子育てを主に行っている方



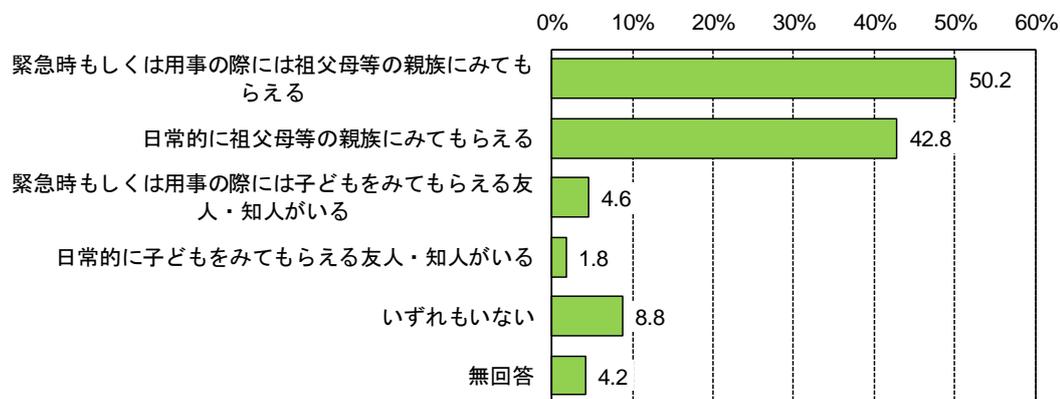
(回答者: 285人)

②子どもをみてもらえる親族・知人

日ごろ、子どもをみてもらえる親族・知人がいるかは、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が50.2%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(42.8%)となっており、比較的、祖父母や親族等に預けられるという回答が多くなっています

また、「いずれもない」という回答は8.8%あります。

■子どもをみてもらえる親族・知人

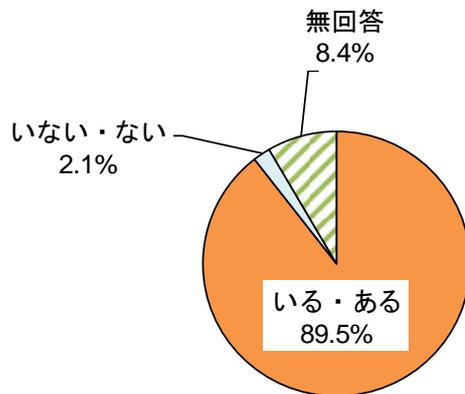


(回答者: 285人)

③相談者及び相談できる場所

子どもの子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人、場所は、89.5%が「いる・ある」と回答しているものの、「いない・ない」という回答も2.1%あります。

■相談者及び相談できる場所

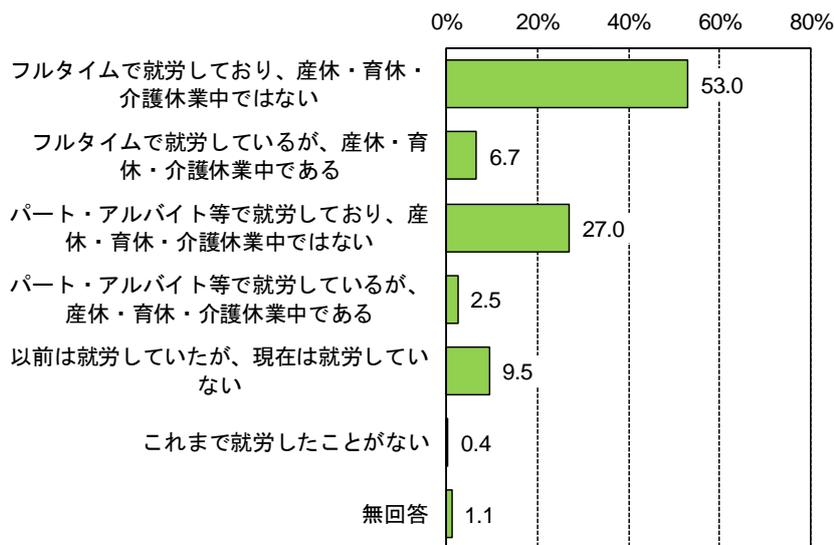


(回答者:285人)

④母親の就労状況

母親の現在の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が53.0%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(27.0%)、「以前は就労していたが、現在は就労していない」(9.5%)、となっています。

■母親の就労状況

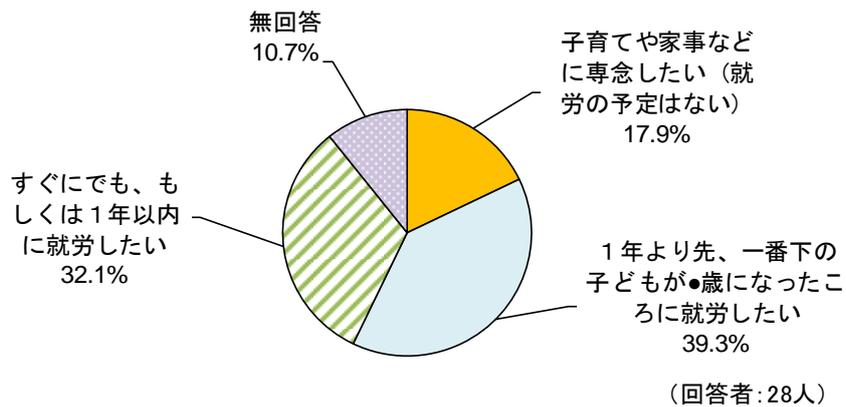


(回答者:285人)

⑤就労希望

現在就労していない母親の今後の就労希望を尋ねると、「1年より先、一番下の子どもが●歳になったところに就労したい」が39.3%と最も多く、次いで、「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」(32.1%)、「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」(17.9%)となっています。

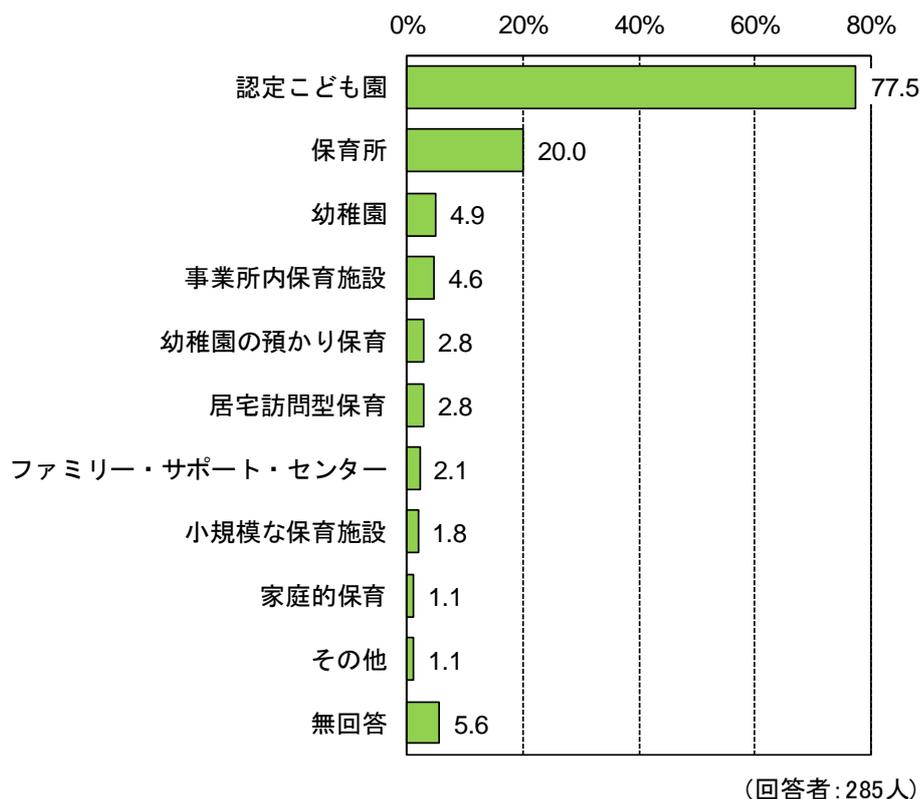
■就労希望



⑥平日の教育・保育の事業として定期的にご利用したい事業

平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業は、「認定こども園」が77.5%と最も多く、次いで「保育所」(20.0%)、「幼稚園」(4.9%)、の順となっています。

■平日の教育・保育の事業として定期的にご利用したい事業

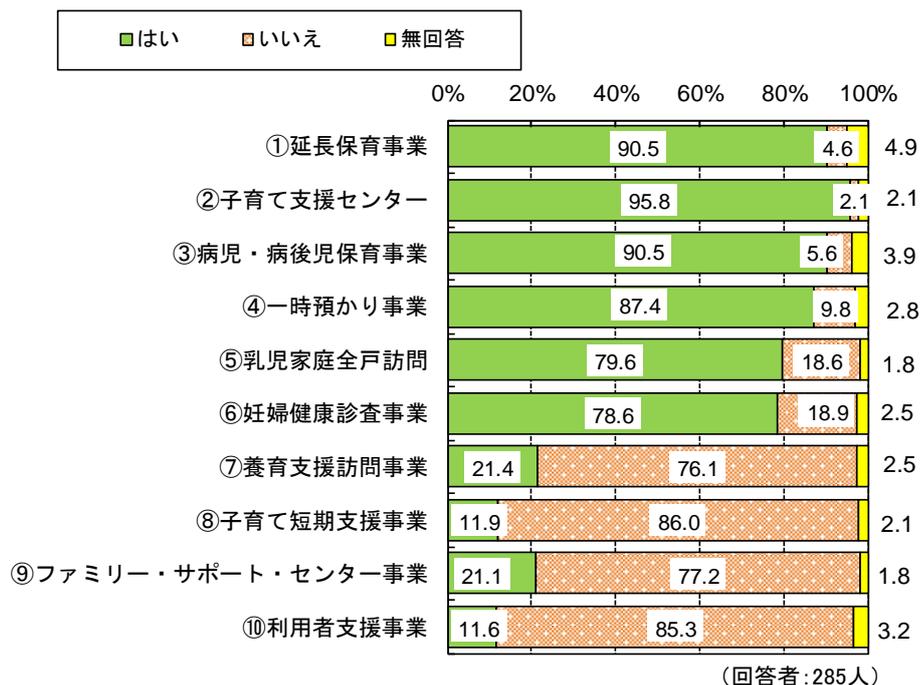


⑦子育て支援サービスの認知度

七戸町で実施している子育て支援サービスの認知度は、「②子育て支援センター」が95.8%と最も高く、次いで「①延長保育事業」、「病児・病後児保育事業」（ともに90.5%）とこの3つの事業の認知度が9割を超えています。また、「④一時預かり事業」、「⑤乳児家庭全戸訪問」、「⑥妊婦健康診査事業」の認知度も7割を超えています。

一方、認知度が最も低いのは、「⑩利用者支援事業」の11.6%となっています。

■子育て支援サービスの認知度



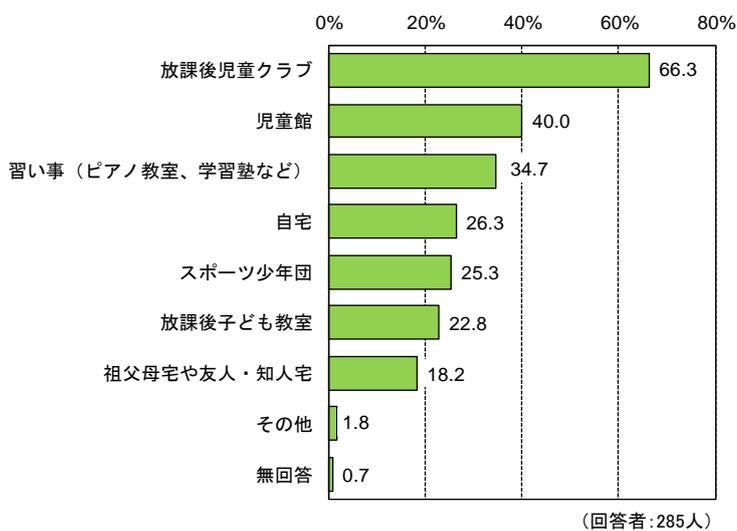
⑧小学校入学後の放課後の過ごし方

小学校低学年（1～3年生）の放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかは、「放課後児童クラブ」が66.3%と最も多く、次いで「児童館」（40.0%）、「習い事（ピアノ教室、学習塾など）」（34.7%）の順となっています。

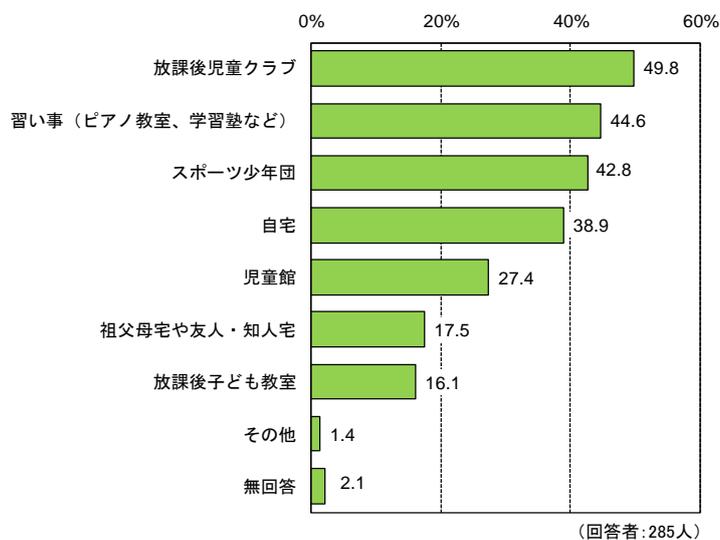
また、小学校高学年（4～6年生）の放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかは、「放課後児童クラブ」が49.8%と最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、学習塾など）」（44.6%）、「スポーツ少年団」（42.8%）の順となっています。

■放課後の過ごし方

【小学校低学年での希望】



【小学校高学年での希望】



◎自由記述（一部抜粋）

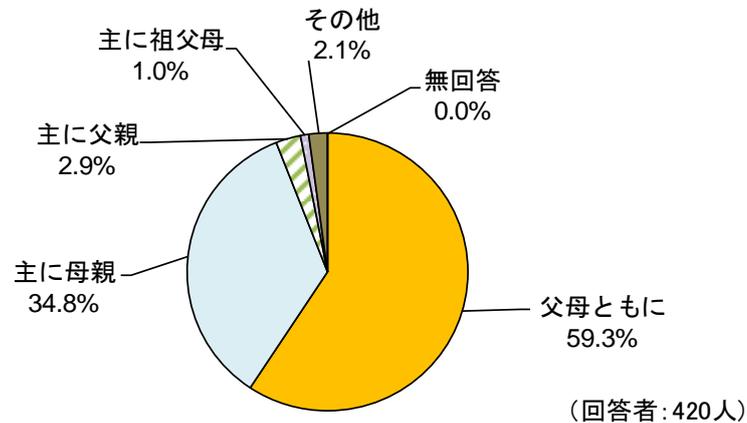
<p>日曜、休日保育をしているところが少ないように感じます。もっと利用しやすくして頂きたい。</p>
<p>支援センターなどたくさんの施設があり、子育て中の息抜き、子育てしている者同士話ができる嬉しい。保育園の先生達も親身になってくれる。 予防接種が同時接種できたらどんなに楽だろうかと思う。あとどれくらいの時期に予防接種を受ければよいか迷うときがある、保健師さん等に相談したいが仕事をしているとなかなかできない。</p>
<p>いざ利用したいときに、どこに相談すればよいのかわからない。</p>
<p>雨などの天候の悪いときに、体を思いつきり動かせられるような屋内の施設が少ない。</p>
<p>町に医療機関をもう少し充実させてほしい。</p>
<p>現在の取り組みで満足、助かっていますが、会社としての取り組みとして町からももう少し手助けをしてほしい。仕事をしているとどうしても急に休まなくてはならなかった時など、人によっては冷たい態度をとられたりする、職場としての問題とは思いますが、何かいい取り組みがあれば、お互い様と少しは理解してもらえる環境につながるのではないかな。</p>
<p>どのような子育てサービスがあるのか分からない。どのように情報を得るのか分からない。</p>
<p>町で習い事をしたいと思っても、情報が少なくどこに相談して良いか分かりません。習い事の情報をもとめてもらえればと思います。</p>
<p>ファミリー・サポート・センターの利用の仕方が分からない。</p>
<p>気軽に相談（このような時どうすればよいか、どこを利用すればよいか）できる窓口があるといいです。今どこに相談すればよいか、わからないので。</p>
<p>安心して子どもを預けれる「人材」作りも必要だと思う。</p>
<p>七戸地区・天間地区両方の交流の機会を増やして祭りなど町のイベントに参加したい。</p>

(2) 調査結果【就学児童】

①子育てを主に行っている方

子どもの子育てを主に行っている方は、「父母ともに」(59.3%)、「主に母親」(34.8%)とこの2つの回答が圧倒的に多くなっています。

■子育てを主に行っている方

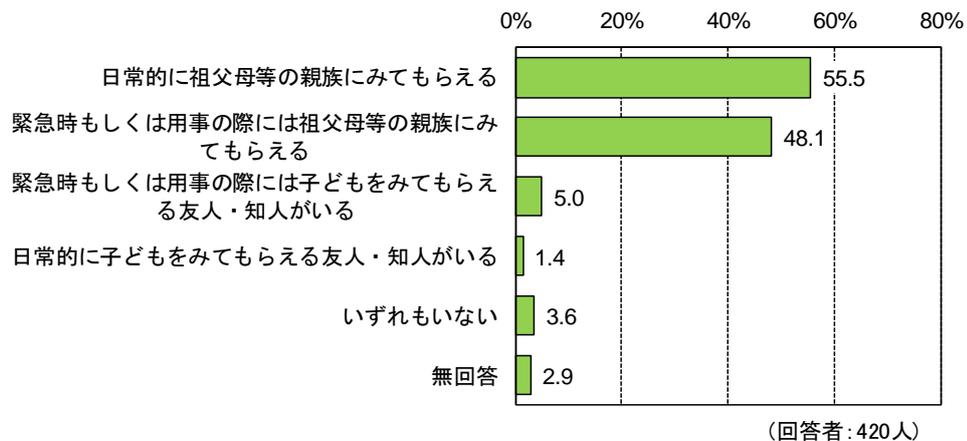


②子どもをみてもらえる親族・知人

日ごろ、子どもをみてもらえる親族・知人がいるかは、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が55.5%と最も多く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(48.1%)となっており、比較的、祖父母や親族等に預けられるという回答が多くなっています。

また、「いずれもない」という回答は3.6%あります。

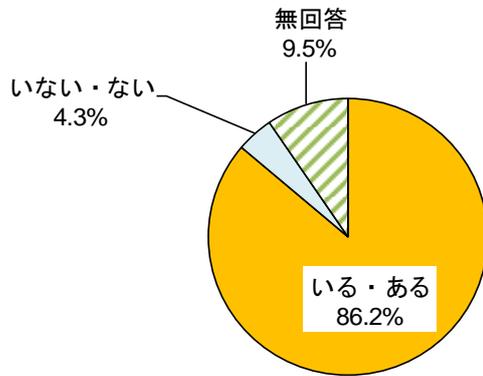
■子どもをみてもらえる親族・知人



③相談者及び相談できる場所

子どもの子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人、場所は、86.2%が「いる・ある」と回答しているものの、「いない・ない」という回答も4.3%あります。

■相談者及び相談できる場所

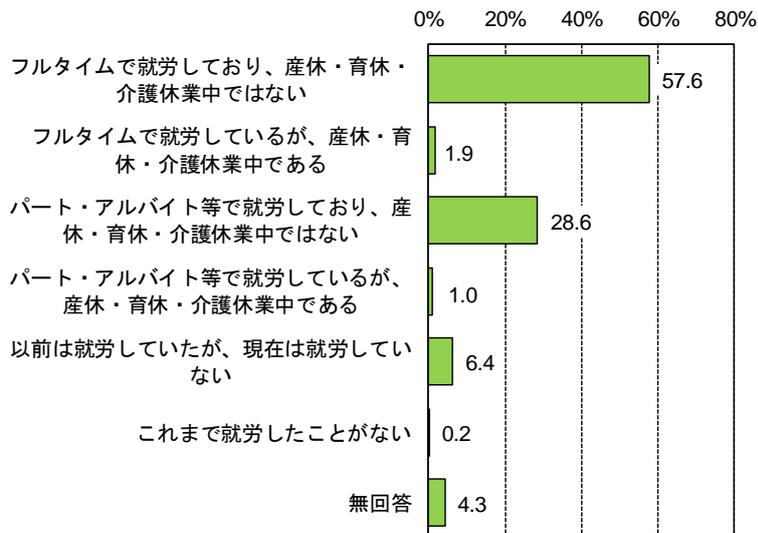


(回答者: 420人)

④母親の就労状況

母親の現在の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が57.6%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(28.6%)、「以前は就労していたが、現在は就労していない」(6.4%)となっています。

■母親の就労状況

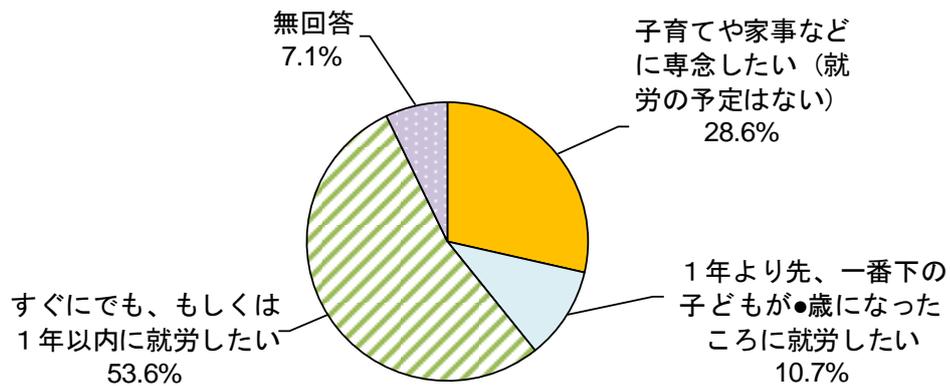


(回答者: 420人)

⑤就労希望

現在就労していない母親の今後の就労希望は、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が53.6%と最も多く、次いで「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」（28.6%）、「1年より先、一番下の子どもが●歳になったころに就労したい」（10.7%）、となっています。

■就労希望

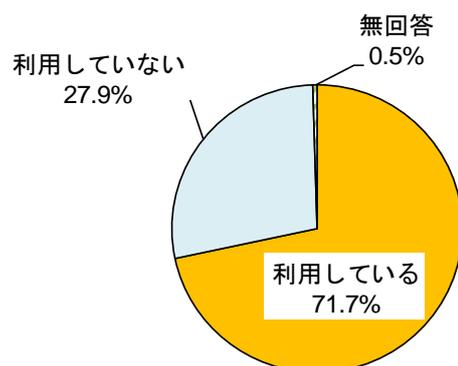


（回答者：28人）

⑥放課後児童クラブの利用状況

放課後児童クラブの利用状況は、71.7%が「利用している」と回答しています。

■放課後児童クラブの利用状況

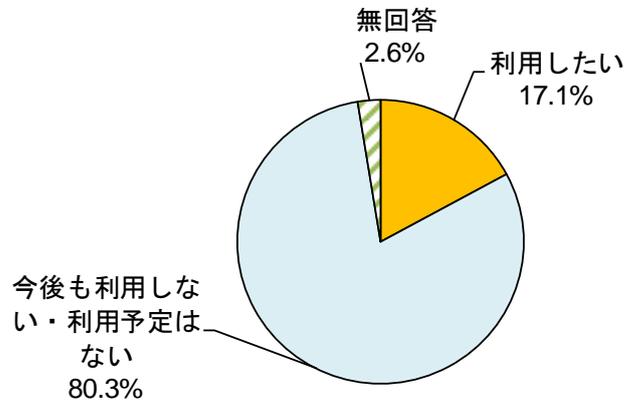


（回答者：420人）

⑦放課後児童クラブの利用意向

放課後児童クラブを利用していない方の今後の児童クラブの利用意向を尋ねると、17.1%が「利用したい」と回答しています。

■放課後児童クラブの利用意向

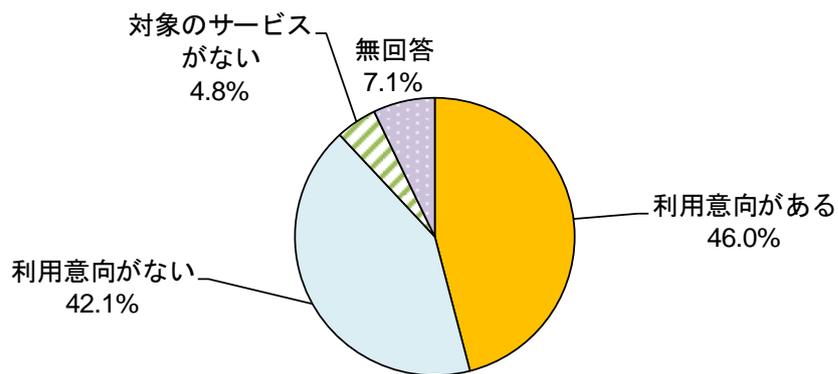


(回答者:117人)

⑧放課後子ども教室の利用意向

放課後子ども教室の利用意向は、46.0%が「利用意向がある」と回答しています。

■放課後子ども教室の利用意向

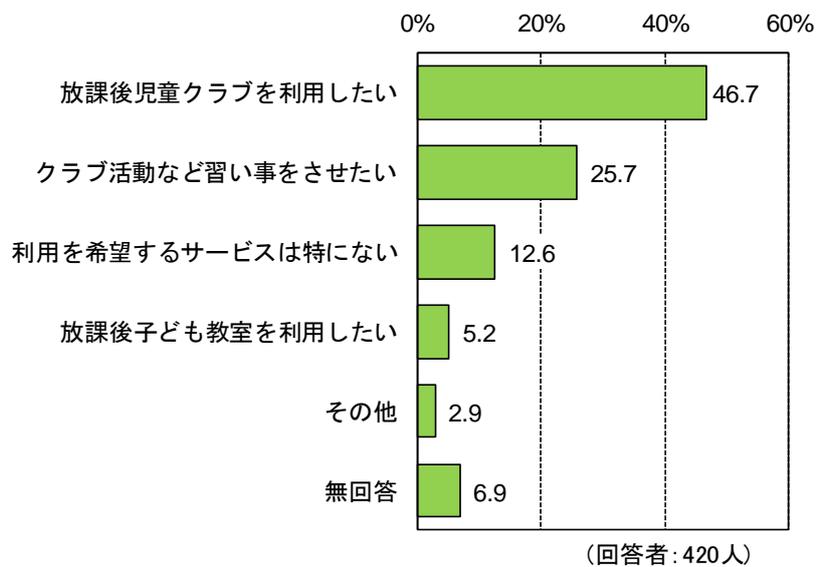


(回答者:420人)

◎放課後の過ごし方

今後の放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかは、「放課後児童クラブを利用したい」が46.7%と最も多く、次いで「クラブ活動など習い事をさせたい」（25.7%）、「利用を希望するサービスは特にない」（12.6%）の順となっています。

■放課後の過ごし方



⑩自由記述（一部抜粋）

<p>学校の統合化が進む中、小さいうちから各地域の子ども達がふれあえる機会があればいいと思います。</p>
<p>パソコン教室、英会話教室なども開催してみたいかでしょうか？ゲームのように楽しくできれば興味を持てるかも・・・</p>
<p>ひとり親家庭のため、出張時の対応機関が欲しい。</p>
<p>子供が遊ぶ施設が足りない。冬でも遊べる場所を作って欲しい。 冬は家でゲームばかりなので、体を動かす場所ほしい。</p>
<p>どこの病院で受診しても利用可能な病後児施設があるとよい。 ファミリー・サポート・センターの情報がなく、利用の仕方が分からない。</p>
<p>これからもスクールバスを利用させて頂くと思うので続けて頂きたい。できれば本数が増えれば困った時に乗って帰ってこれるようになれば安心かなと思っている。</p>
<p>習い事を多くしている子どもも多く、習い事を小さい頃からさせたいと思っても、送り迎えが難しく、やらせてあげられない家庭もあります。気軽に頼める人がいたらいいと思います。</p>
<p>緊急時（台風や地震等）に子どもをみてる場所があるととても助かる。急に仕事を休むことが難しい。</p>
<p>子育てについて専門的な知識がある人に相談したい。子どもの病気や子育ての仕方についてなど。</p>
<p>地域や学校など、家庭以外の人との関わりで学ぶこともたくさんあると思うので、もっといろんな人と接する機会が増えるといいと思う。</p>
<p>時間がとれないのでネットなどを利用して相談が簡単にできればいい。</p>

● 第3章 計画の基本方針

第3章 計画の基本方針

1 基本理念

安心してすこやかな子どもを
生み育てることができるまち しちのへ

子どもの健やかな成長は、親の願いであると同時に社会全体の願いでもあります。

安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進めるために、家庭はもとより地域、学校、企業、行政など社会全体で、子どもが心身ともに健やかに育つ保育環境の整備、子育て支援体制の充実を図っていく必要があります。

次代を担う子どもたちが、明るく、のびのびと、笑顔のあふれる子どもに育ち、さらには、地域社会全体もそれぞれの役割で子育てに参加しながら、ともに子どもの成長の喜びを分かち合えるまちになることを目指し、平成27年3月に策定した「第1期子ども・子育て支援事業計画」において、『安心してすこやかな子どもを生み育てることができるまち しちのへ』を基本理念として掲げ、計画を推進してきました。

この考え方は、本町における子どもの育ちや子育てを支援・応援するうえで、変わらないものであると捉え、第2期計画においても、

「安心してすこやかな子どもを
生み育てることができるまち しちのへ」

を基本理念として、計画の推進に取り組みます。

2 基本目標

基本理念を実現するため、以下の5つの項目を基本目標として掲げ、総合的な子育て支援施策の展開を図ります。

1. 子ども・子育て環境の整備

ゆとりを持って健やかに子どもを育て、安心して働くことのできる環境づくりを推進するため、利用しやすい保育サービスの確保に努め、地域における子育て支援サービスの充実を図るとともに、放課後の児童の居場所を確保し、児童の健全育成に努めます。

2. 幼児期の学校教育・保育の推進

幼児期の学校教育は「生きる力」や「豊かな心」を育み生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要時期です。認定こども園、保育所、小学校等の連携のもと、一貫した教育・保育の提供に努めます。

3. 職業生活と家庭生活の両立の推進

仕事と子育てを両立していくため、働き方の見直しや多様な働き方が実現できるよう努め、男女共同参画の意識を啓発し、子育て世帯に対する職場の理解を得るために幅広く事業所に対し協力を呼びかけながら、育児休業などの子育て支援制度の普及促進・啓発に努めます。

4. 要保護児童等への対応

育児不安や児童虐待を早期に発見し、適切な対応ができるよう関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

また、障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもとその家庭への支援やひとり親家庭などの自立に向けた支援を推進します。さらに、障がいの原因となる疾病などの早期発見・早期治療を目指すとともに、関係機関との連携を強化し、相談・支援体制の充実に努めます。

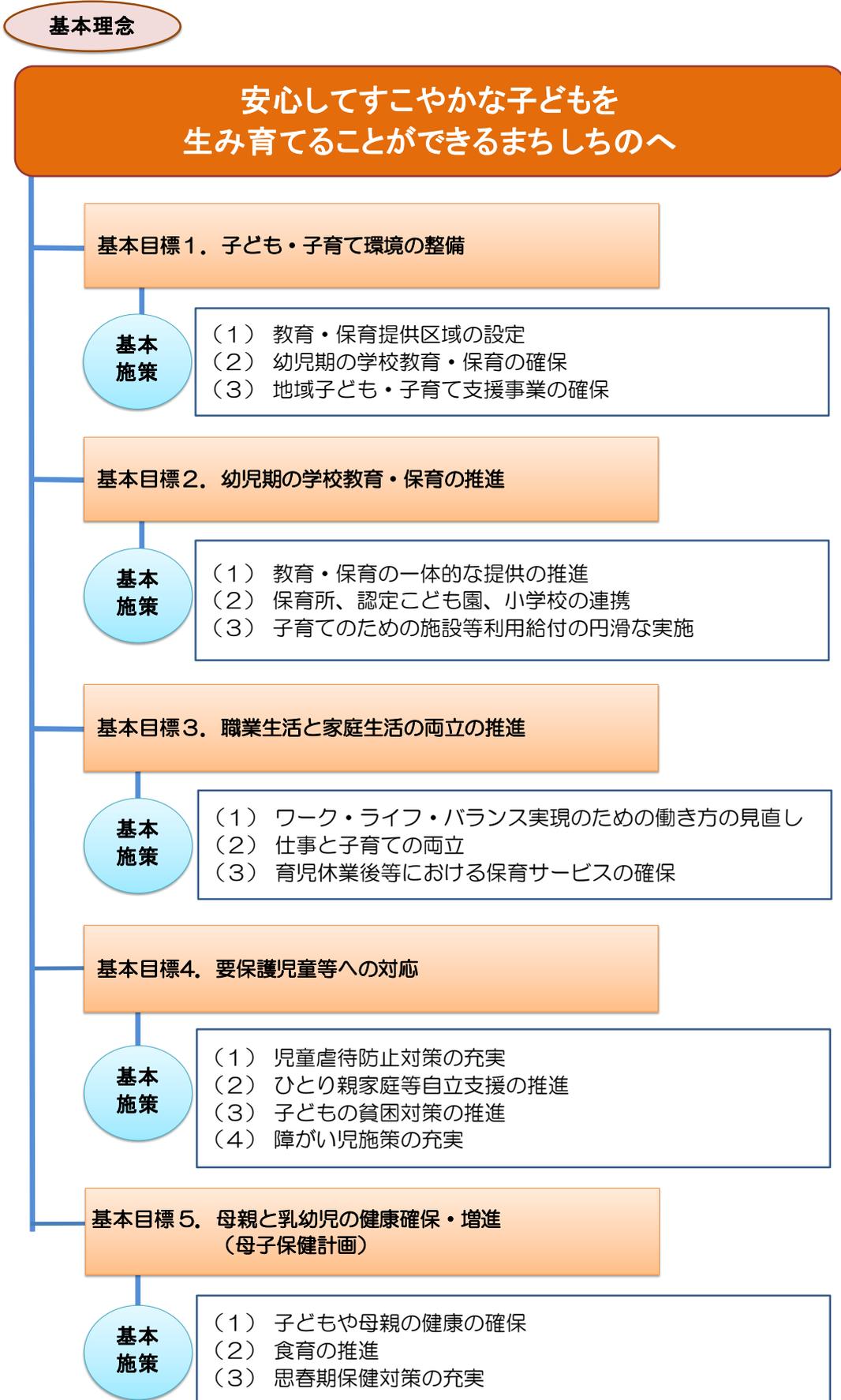
5. 母親と乳幼児の健康確保・増進 (母子保健計画)

すべての子どものすこやかな成長を実現するためには、子どものみならず親の心身の健康管理も重要です。妊娠期から継続した育児支援を推進し、子どもの急病などに対応できる医療機関の充実・適切な情報提供に努めます。

また、近年では正しい食習慣の欠如、偏食などにより、生活習慣病などの傾向を持つ子どもが数多く見られるようになりました。子どもがすこやかに成長するための基本である食事の習慣の重要性を啓発するため、子どもの発達に応じた食育の充実を推進します。

さらに、子どもの思春期保健対策として、喫煙、飲酒、薬物乱用防止、性教育などの対応も重要です。カウンセリングや相談体制の充実、知識の啓発を図るなど、子どもや若者の悩みへの対応の充実に努めます。

3 計画の体系





第4章
子ども・子育て支援事業計画

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て環境の整備

(1) 保育・教育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、区市町村において「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

「教育・保育提供区域」とは、計画期間における教育・保育及び地域子育て支援事業の「①必要量の見込み」「②提供体制の確保の内容」「③その実施時期」を定める単位となる市町村内の区割のことで、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて設定します。

本町の「教育・保育提供区域」は、各事業が広域的に利用されていることから、町全体を1つの区域として設定し、必要な提供体制を確保していきます。

■教育・保育提供区域

区分 / 施設・事業名			区域
教育・保育	教育・保育施設	保育所・認定こども園	町全域
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	
施設等利用	①病後児保育		町全域
	②一時預かり		
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業		町全域
	② 地域子育て支援拠点事業		
	③ 妊婦健康診査事業		
	④ 乳児家庭全戸訪問事業		
	⑤ 養育支援訪問事業		
	⑥ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		
	⑦ 子育て短期支援事業		
	⑧ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		
	⑨ 一時預かり事業		
	⑩ 延長保育事業		
	⑪ 病児・病後児保育事業		
	⑫ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		

(2) 教育・保育の認定区分

子ども・子育て支援法では、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります（同法第 19 条）。その際の認定の区分についてまとめると下記の通りとなります。

■認定区分

区分	年齢	提供施設	対象家庭類型
1号認定子ども	3～5歳	幼稚園・認定こども園	専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭 等
2号認知子ども	3～5歳	保育所・認定こども園	共働き家庭 等
3号認定子ども	0歳、1・2歳	保育所・認定こども園・地域型保育	共働き家庭 等

(3) 幼児期の学校教育・保育の確保

① 1号認定

■ 1号認定子どもの見込み

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	10人	10人	9人	9人	8人
確保の方策	20人	20人	20人	20人	20人
教育・保育施設	20人	20人	20人	20人	20人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人

《事業実施に対する考え方》

人口推計から今後の量の見込みについては、減少傾向で推すると見込まれますが、保護者の利用希望に対応していくため一定の提供体制を確保していきます。

② 2号認定

■ 2号認定子どもの見込み

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	240人	240人	240人	235人	235人
確保の方策	250人	250人	250人	245人	245人
教育・保育施設	250人	250人	250人	245人	245人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人

《事業実施に対する考え方》

提供施設（保育所・認定こども園）は町内に6か所あり、これまで待機児童は発生していません。

今後の量の見込みについては、減少傾向で推移すると見込まれることから、ニーズの多様化等、量の見込みを踏まえた提供体制を確保していきます。

③-1 3号認定（0歳児）

■ 3号認定子ども（0歳児）の見込み

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	10人	10人	10人	10人	10人
確保の方策	20人	20人	20人	20人	20人
教育・保育施設	20人	20人	20人	20人	20人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人

③-2 3号認定（1・2歳児）

■ 3号認定子ども（1・2歳児）の見込み

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	135人	135人	133人	133人	130人
確保の方策	135人	135人	135人	135人	135人
教育・保育施設	135人	135人	135人	135人	135人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人

③-3 3歳未満児の保育利用率

■ 3歳未満児の保育利用率

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数	219人	211人	204人	198人	190人
保育児童数	145人	145人	143人	143人	140人
保育利用率	66.2%	68.7%	70.1%	72.2%	73.6%

《事業実施に対する考え方》

提供施設（保育所・認定こども園）は町内に6か所あり、これまで待機児童は発生していません。

今後の量の見込みについては、減少傾向で推移すると見込まれることから、ニーズの多様化等、量の見込みを踏まえた提供体制を確保していきます。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の確保

①利用者支援事業

事業内容	子ども及び保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等を円滑に利用できるように、子ども及び保護者の身近な場所において相談に応じ、必要な情報提供・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。
------	--

■利用者支援事業

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設
確保の方策	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設

《事業実施に対する考え方》

令和2年度より、「母子保健型 子育て世代包括支援センター」を開設し、事業を行います。

子育て支援センター、各保育所・認定こども園・学校及び関係機関と連携しながら、子育てに関する相談・助言に随時対応していきます。

②地域子育て支援拠点事業

事業内容	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。
------	---

■子育て支援拠点事業

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	6,000人	6,000人	6,000人	6,000人	6,000人
確保の方策	5施設	5施設	5施設	5施設	5施設

《事業実施に対する考え方》

現在、町内5か所の子育て支援センターで実施しており、今後町内の児童数は減少するため、現状の体制で大きな支障が無く、量の見込みについても、現状の体制で確保されます。

③妊婦健康診査事業

事業内容	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、必要に応じて、妊婦に対する健康診査を実施します。
------	--

■妊婦健診事業

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	71人	70人	64人	66人	62人
確保の方策	71人	70人	64人	66人	62人

《事業実施に対する考え方》

現状の体制で大きな支障が無く、量の見込みについても、現状の体制で確保されます。

④乳児家庭全戸訪問事業

事業内容	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。
------	--

■乳児家庭全戸訪問事業

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	78人	71人	70人	64人	66人
確保の方策	78人	71人	70人	64人	66人

《事業実施に対する考え方》

現状の体制で大きな支障が無く、量の見込みについても、現状の体制で確保されます。

⑤ 養育支援訪問事業

事業内容	「乳児家庭全戸訪問事業」の実施等により把握した要支援児童や特定妊婦に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。
------	---

■ 養育支援訪問事業

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2世帯	2世帯	2世帯	2世帯	2世帯
確保の方策	2世帯	2世帯	2世帯	2世帯	2世帯

《事業実施に対する考え方》

養育のための支援が必要と認められる児童、保護者及び妊婦に対し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業で、乳児家庭全戸訪問事業の結果などから対象者の把握に努めます。

⑥ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

（その他要保護児童等の支援に資する事業）

事業内容	要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施します。
------	---

■ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童虐待に関する研修会の実施	1～2回	1～2回	1～2回	1～2回	1～2回

《事業実施に対する考え方》

要保護児童対策地域協議会を継続して取り組むこととし、関係機関の連携のもと、個別ケース検討会議などの会議を随時開催し、児童虐待等のケースに応じた適切な支援策の検討・実施に努めます。

⑦子育て短期支援事業

事業内容	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。
------	---

■子育て短期支援事業

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人
確保の方策	0人	0人	0人	0人	0人

《事業実施に対する考え方》

地域柄、親族等に見てもらおうことが多く、これまで利用実績はありませんが、利用希望があった場合には、即対応できるよう、体制を整えます。

⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業内容	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との連絡、調整、講習の実施、その他必要な支援を行います。
------	--

■子育て援助活動支援事業

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人
確保の方策	0人	0人	0人	0人	0人

《事業実施に対する考え方》

現在、町において事業は実施しておりませんが、上十三広域圏で実施できないか検討しています。

近年増大する多様な保育ニーズに応える方策の1つとして、今後もニーズの把握に努め、事業実施について検討していきます。

⑨一時預かり事業

事業内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。
------	--

■認定こども園、保育所における一時預かり事業

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	900人	900人	900人	900人	900人
確保の方策	6施設	6施設	6施設	6施設	6施設

《事業実施に対する考え方》

現状の定員内での運営で大きな支障が無く、利用希望があれば、全て受け入れていることから、現状の施設でニーズは確保されています。

今後も新たなニーズの把握に努め、利用希望があれば、随時対応していきます。

⑩延長保育事業

事業内容	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、必要な保育を実施し、それに係る利用料について全部又は一部を助成します。
------	--

■延長保育事業

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	120人	120人	120人	120人	120人
確保の方策	6施設	6施設	6施設	6施設	6施設

《事業実施に対する考え方》

現状の運営では大きな支障が無く、利用希望があれば、全て受け入れていることから、現状の施設でニーズは確保されています。

今後も新たなニーズの把握に努め、利用希望があれば、随時対応していきます。

⑪病児・病後児保育事業

事業内容	保育所・認定こども園・幼稚園・小学校等に通うお子さんが、病気又は病気回復期等にあるため保育所などに預けることができない場合で、保護者が就労、傷病、事故、出産、冠婚葬祭などの理由により、家庭での育児が困難なときに、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。
------	---

■病児・病後児保育事業

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	410人	410人	410人	410人	410人
確保の方策	2施設	2施設	2施設	2施設	2施設

《事業実施に対する考え方》

現在、2か所の認定こども園で病後児対応型の保育事業を実施しており、今後も継続して事業を実施します。

現状の運営では大きな支障が無く、利用希望があれば、対応可能であることから、現状の施設でニーズは確保されています。

今後も新たなニーズの把握に努め、利用希望があれば、随時対応していきます。

⑫放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）

事業内容	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に児童センター等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。
------	---

■放課後児童健全育成事業

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	437人	402人	383人	383人	368人
低学年	244人	225人	214人	214人	206人
高学年	193人	177人	169人	169人	162人
確保の方策	4施設	4施設	4施設	4施設	4施設

《事業実施に対する考え方》

現在町内では、西学童保育クラブ、東学童保育クラブ、城南クラブ、城北学童保育クラブ、天間西学童保育クラブの5か所で実施しています。

現状の運営では大きな支障が無く、利用希望があれば全て受け入れていることから、現状の施設でニーズは確保されています。

令和2年度から（仮称）天間林児童センター、天間西児童センター、城北児童センター、（仮称）城南児童センターとして学童保育の充実を図ります。

今後も放課後児童クラブ・放課後子ども教室を一体的に推進します。

また、児童の放課後の望ましい遊び場、生活の場を確保するため施設の整備を行い、新たなニーズの把握に努め、利用希望があれば、随時対応していきます。

※「児童センター」とは？

子どもたちの遊びや生活の援助、子育て支援などを行い、児童の健全育成を図ることを目的とし、地方自治法第244条の2第1項に規定に基づき町が設置する施設をいいます。

2 幼児期の学校教育・保育の推進

(1) 教育・保育の一体的な提供の推進

現在、町では、6つの認定こども園・保育所で保育事業を行っています、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもので、子どもの健やかな育ちのためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育の一体的な提供することも必要であると考え、既存の保育・教育資源を最大限活用しながら、多様な保育・教育ニーズに対応するための基盤を確保します。

今後も保護者からのニーズの把握や必要性を考慮しながら、保育、幼児教育の充実を図ります。

また、認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に児童を受け入れられる施設であることを踏まえ、そのメリットを生かすことができるよう、既存の施設の協力を得ながら普及を図ります。

(2) 保育所、認定こども園、小学校の連携

乳幼児期の発達は連続性を有しており、また、幼児期の学校教育は「生きる力」や「豊かな心」を育み生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものとなります。幼児期と学童期における子どもの育ちの連続性を確保するため、保育所、認定こども園、小学校の交流や保育士、保育教諭、教職員の意見交換、合同研修の実施支援など、保育所、認定こども園、小学校の連携の推進を図ります。

(3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

令和元年10月から開始した「幼児教育・保育の無償化」により、無償化対象児童の認可外施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

給付の実施にあたっては、対象となる保護者への周知を進めるとともに、子ども・子育て幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を考慮しつつ、公正かつ適正な支給を行います。また、必要に応じて保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

3 職業生活と家庭生活の両立の推進

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

仕事と子育てを両立するためには、個人や家庭での努力だけでは難しい状況がみられます。

家庭のみならず、事業主側が子育てに対する理解を示し、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の慣行を解消する意識改革が重要です。

国では、平成19年に仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章を策定し、仕事と家庭を両立することができ、ライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会の実現に向けて、制度的な枠組みの構築や環境整備を行っています。

そのため、町では、子育てにあった職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる働きやすい労働環境の改善に向けた各種施策の情報提供や啓発に努めます

このほか、職場において働きながら子育てをするためには、労働時間の短縮や子どもの急病への対応、育児に無理のない職務内容など、雇い主のきめ細かい対応が望まれることから、企業内の協力体制を整備するよう働きかけ、労働者が仕事と子育てを両立できるような、子育てしやすい就労環境づくりを推進します。

さらには、出産や育児のためにいったん退職した人の職場復帰や再雇用などの問題もあることから、子育てしている人が働きながら安心して子育てができるように、各関係機関と連携し職場環境の整備を推進する必要があります。

(2) 仕事と子育ての両立

近年、夫婦共働きの家庭が増加している状況の中では、男女がともに家事や育児を分担し、家庭生活を築き上げることができるよう「仕事と生活の調和」の実現を目指していく必要があります。

そのためには、男女の区別なく、これまでの仕事優先であった働き方を見直し、男女がともに健全な家庭生活を築いていくという認識が必要です。

さらに、住民や企業を対象に、育児・介護休業法の活用について広く啓発を図り、男女がともに育児休暇等を取得しやすい社会気運の醸成に努めます。また、育児休暇等の取得について職場の理解を深め、男性も多く育児に参加できるよう、広報紙やパンフレット等による啓発活動に努めます。

(3) 育児休業後等における保育サービスの確保

小学校就学前の子どもの保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望する保育所等を円滑に利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、計画的に教育・保育等の提供を行います。

今後、産後休業や育児休業から保育へと切れ目のないサービスを実施するためにも、保育所等の既存の社会資源を活用するなど環境の整備に努めていきます。

4 要保護児童等への対応

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止には、支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するなど、虐待の早期発見、早期対応が重要です。

また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、早期に児童相談所の介入を求めることが重要であり、このための関係機関との連携強化が不可欠となります。

町では、平成17年度に児童相談所、民生委員・児童委員、主任児童委員、保育園・幼稚園、学校、教育委員会、警察署、その他の関係機関からなる虐待防止ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）を設置しており、虐待の予防、早期発見、早期対応等連携体制を整備してきました。

今後も、虐待防止、早期発見はもちろんのこと、権利擁護の取組の推進、虐待を受けた子どもに対するケア体制も含めた児童虐待の問題に総合的に取り組んでいく体制をより一層強化していく必要があります。

① 発生予防、早期発見、早期対応等

児童虐待（障がい児を含む）の防止に向けて、特定妊婦を早期に支援し、総合的な親と子の心の健康づくり対策の推進を図るとともに、相談体制の整備、早期発見と適切な保護などを実施し、虐待防止ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）等において情報や考え方を共有し、関係機関との円滑な連携・協力の確保に努めます。

② 社会的養護施策との連携

児童虐待や養育困難など何らかの事情により家庭で生活できない子どものための社会的養護施策として、児童養護施設や県の里親制度の周知・普及を図ります。

(2) ひとり親家庭の自立支援

近年、離婚の増加等により母子家庭等のひとり親家庭が増加傾向にあります。

ひとり親家庭は、児童の養育や健康面の不安、身近に相談相手がいないなど生活の中に多くの問題を抱えており、自立が難しい状況にあります。

こうした状況を踏まえ、母子家庭などが安心して生活できるように経済的な支援だけでなく、育児相談や必要な情報提供を行うなど、自立に向けた様々な福祉サービスを充実することが必要となります。

現在、町では、ひとり親家庭等に対して、保育サービスの優先利用、就労先、住居等の情報提供や、児童扶養手当の支給や医療費助成などの支援を円滑に行うことにより、生活の安定と福祉の向上に努めています。さらに、役場の窓口及び関係機関の相談担当者が、ひとり親家庭等からの様々な相談に応じています。

今後も、ひとり親家庭の子どもの健全な育成を図るため、経済的な支援の他、地域のひとり親家庭等の現状を把握しながら、国、県や関係機関と連携し、情報提供や相談、指導等の支援の充実に努めます。

(3) 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月に施行されました。

本町では、県が策定した「子どもの貧困対策推進計画」との整合を図り、関係機関と連携して、生活に困窮した世帯の自立を支援し貧困の連鎖を防止するため、そうした家庭の子どもたちの学習支援や就学援助費の支給等、それぞれの世帯の状況に応じた実効性の高い子どもの貧困対策を総合的に推進します。

(4) 障がい児施策の充実

ノーマライゼーションの理念を踏まえ、障がいのある人とない人との「共生社会」を築き上げるため、幼少時からともに学び、ともに育つ教育に取り組むとともに、障がいに対する正しい理解と認識を深める啓発を行うことが重要です。

障がいの原因となる疾病や事故の予防、早期発見及び治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等の実施を推進することが必要です。

妊婦及び乳幼児健康診査等は、疾病の予防や異常の早期発見の機会として重要であることから、妊婦及び乳幼児健康診査、健康相談、訪問指導等の充実を図り、身体面の発育不良、視聴覚障害、発達障害、精神・運動発達遅滞などの早期発見に努め、保護者の育児不安の解消に努めていきます。

また、障がいの重度・重複化、学習障がい(LD)、注意欠陥/多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症等への対応など、障がいのある子どもたち一人ひとりの教育ニーズに応じた教育の展開が必要になります。

障がいのある子どもが、障がいのない子どもとともに身近な地域でいきいきと安心して成長できるよう、保育所、認定こども園、学校等で連携した関係機関のネットワークのもと、障がいのある子どもの受け入れ体制の整備を推進していくことが必要です。

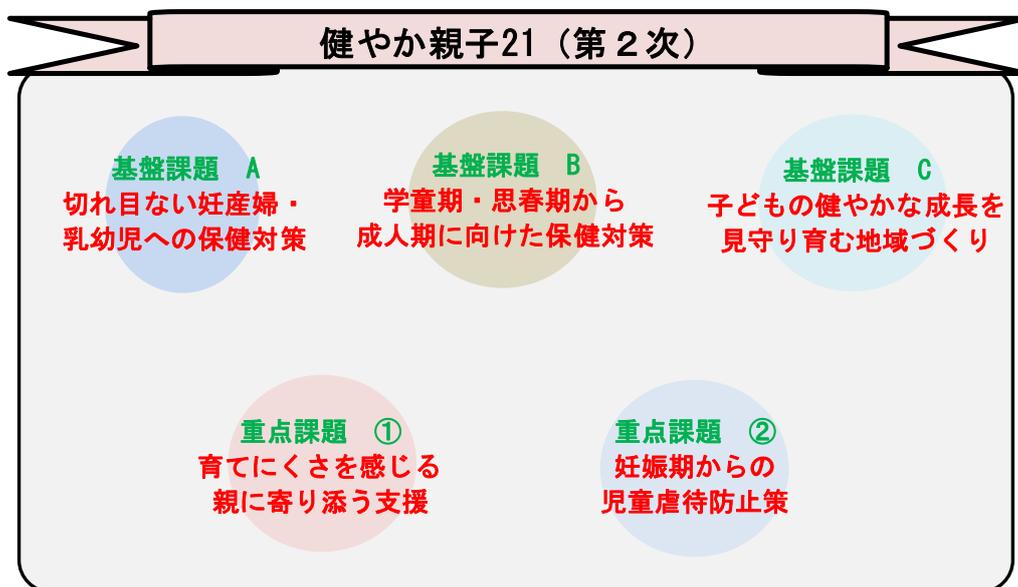
また、心身に発達の遅れや障がいのある子どもの保護者や、教育上特別な配慮を要する児童を対象に、就学や進級についての相談を行います。相談にあたっては、国、県や関係機関と連携して、個々の子どもに対して適切な対応ができるよう努めます。

5 母親と乳幼児の健康確保・増進（母子保健計画）

町では、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進し、次世代の担い手となる子ども達の健全な出生と育成を図ることを目的として、「七戸町母子保健計画」を策定し、母子保健活動を推進しています。

「健やか親子21」は平成13年から開始した、母子の健康水準を向上させるための様々な取組を、みんなで推進する国民運動計画です

平成27年度からは、現状の課題を踏まえ、新たな計画が始まっており、3つの基盤課題と2つの重点課題を設定しています。



「健やか親子21 (第2次)」の基盤課題と重点課題をふまえ、子どもが健やかに成長し、次世代を安心して、ゆとりを持って育てるための基盤づくり、母子保健は生涯を通じた健康の出発点であることから母子保健対策を総合的・計画的に推進していくことが必要となります。

町では、『安心してすこやかな子どもを、産み育てることができるまち しちのへ』の基本方針のもと、家庭・学校・地域との連携を深め、住民と一体となった具体的ビジョンと母子保健施策を推進していきます。

■母子保健事業の状況

事業名	対象者	事業内容
母子健康手帳交付	妊婦	妊娠診断書、妊婦連絡票に基づき、保健師による保健指導を行い、母子健康手帳を交付しています。
妊産婦訪問指導	妊産婦	妊娠中もしくは、産後1年を経過しない産婦を対象に、保健師による家庭訪問を行っています。
妊婦委託健康診査	妊婦	妊婦健診は医療機関へ委託し、妊娠中に母子に大きな影響を及ぼす病気の予防と早期発見のために実施しています。医療機関での妊婦健診を一部、公費（町で費用を一部負担）で受けることができます。 受診票は、妊婦一人につき14枚発行しています。
妊産婦健診交通費 出産準備宿泊費 助成	妊婦	妊産婦健診を受けるため、町外へ通院した際の交通費・出産準備のために要した宿泊費の一部を助成しています。交通費は地域ごとに定額を、宿泊費は1泊5,000円を上限とし、2泊分を限度としています。
妊婦歯科健診	妊婦	妊娠すると虫歯や歯周病になりやすい状態となるため、妊娠期間中に1回、妊婦歯科健康診査を受けられるようにしています。
産婦健康診査 費用の助成金	産婦	産後1か月に行う産婦健康診査にかかる費用を助成しています。
新生児・乳幼児訪問 指導 (全戸訪問事業)	新生児（生後28日以内）・乳幼児	町内に住所のある生後28日以内の新生児から乳幼児のいる全世帯を対象に、保健師による家庭訪問を実施しています。
乳児委託健康診査	乳児	乳児健康診査を医療機関に委託しています。疾病や心身の異常を早期に発見し、早期に対応するために、乳児の健康の保持増進を図っています。現在、一人の子どもに対し、2枚の受診票を発行し、乳児の健康増進を支援しています。
2か月児健康相談	生後2か月の乳児	身体測定、母親の骨盤体操と母親同士の交流を図るための情報交換をしています。
3か月児健康診査	生後3か月20日～ 4か月20日の乳児	身体計測、診察（小児科・整形外科）、栄養指導などを公立七戸病院に委託しています。
乳児相談	6～7か月児	身体計測、問診、育児相談、集団指導（離乳食・予防接種・事故予防・歯の健康など）、ブックスタート事業などを行っています。
1歳6か月児健康 診査	1歳6か月～ 1歳8か月児	発達面のチェック、内科健診および歯科健診などを行い、異常や疾病の早期発見、育児に関する相談・指導を行っています。
2歳児健康診査	2歳6か月～ 2歳8か月児	発達面のチェック、歯科健診などを行い、異常や疾病の早期発見、育児に関する相談・指導を行っています。また、むし歯予防を目標にフッ素塗布、ブラッシング指導やおやつ指導も行っています。
3歳児健康診査	3歳6か月～ 3歳8か月児	発達面のチェック、尿検査、視聴覚検査、小児科健診、歯科健診などの総合的な健康診査を行い、異常や疾病の早期発見をするとともに、育児に関する相談・指導を行っています。
5歳児健康相談	4歳11か月～ 5歳2か月児 (年中児)	発達障害等の早期発見・早期療育および就学前に生活習慣を確立することを目的に健康相談を実施しています。

事業名	対象者	事業内容
1歳6か月児・3歳児精神発達精密検査	幼児	幼児健診において、精神発達や言語発達面において気になる児を対象に、心理発達検査・発達のアドバイスをを行っています。
ことばときこえの発達相談	ことばと聞こえの面で経過観察児	幼児健診において、言語発達面や聴覚面で気になる幼児を対象に、発達面の検査・発達のアドバイスをしています。
予防接種	乳幼児、児童、生徒	感染症を予防するため、予防接種を町内医療機関に委託し、実施しています。
乳幼児ふれあい体験学習事前学習・命の学習	中学生	思春期に乳幼児とふれあう機会を設け、命の大切さや育児の大変さを学び、母性や父性を養うことを目的に、中学校と連携を図りながら実施しています。

資料：七戸町 健康福祉課

■施策の目標

施策目標	事業名	対象・内容	目標値						
			R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
思春期の保健対策の強化と健康教育の推進	乳幼児ふれあい体験学習事前学習・命の学習	対象：中学生 内容：生命の尊重 パパママシュミレーション 乳幼児の発達など	充実	→					
	薬物に関する健康教育	対象：中学生 内容：飲酒、喫煙を含む薬物乱用防止教育		社会情勢を見ながら、学校と連携し、実施を検討					
	食育教室	対象：小学生	充実	→					
妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保	母子健康手帳交付と保健指導	母子健康手帳交付時に妊婦連絡票により妊娠中の生活についての指導等をする。また、妊娠25週を目途に保健指導を実施する。	充実	→					
	妊婦委託健康診査	医療機関にて妊婦健診を受診。受診票を14回分発行。	充実	→					
	妊産婦健診交通費出産準備宿泊費助成	妊産婦健診を受けるため、町外へ通院した際の交通費・出産準備のために要した宿泊費の一部を助成する。	充実	→					
	妊婦歯科健診	妊娠期間中に1回、妊婦歯科健康診査を受けられるようにする。	充実	→					
	妊産婦訪問指導	妊産婦に対し、保健師が訪問し指導する	充実	→					
	産婦健康診査費用の助成金	産後1か月に行う産婦健康診査にかかる費用を助成する。	充実	→					
	ホームページによる情報発信	妊娠から育児に関するサービスの情報提供をする。	充実	→					

施策目標	事業名	対象・内容	目標値						
			R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
子どもが健やかに成長発達するための環境整備	乳児委託健康診査	受診票の交付により医療機関にて2回無料で受診。	充実						
	新生児・乳幼児訪問指導 (全戸訪問事業)	全新生児及び乳幼児の家庭に保健師が訪問し指導。	充実						
	2か月児健康相談	健康相談、身体計測、母の骨盤体操、交流会	充実						
	3か月児健康診査	公立七戸病院委託。 (小児科診察、整形外科診察、栄養指導、個別指導)	充実						
	乳児相談	対象：6か月児 内容：保健指導、離乳食指導、ブুকスタート事業	充実						
	1歳6か月児健康診査	歯科健診、内科健診、保健指導	充実						
	2歳児健康診査	歯科健診、歯の健康教育、ブラッシング指導、おやつを試食・指導、保健指導	充実						
	3歳児健康診査	尿検査、聴覚検査、歯科健診、小児科診察、栄養指導、保健指導	充実						
	5歳児健康相談	発達検査、集団遊び観察、保健指導	充実						
	幼児健診事後指導教室	幼児健診で要指導となった児と保護者を対象に指導をする。	充実						
	1歳6か月児・3歳児精神発達精密検査	幼児健診で発達に不安のある人への事後フォロー。 心理判定員、保健師による聞き取りと心理発達検査。	充実						
	子どもの事故防止	各種健診時における事故防止に関する健康教育。	充実						
	ことばときこえの発達相談	ことばや聞こえの発達面で経過観察が必要な幼児に対し、やまぶき園言語聴覚士が発達を伸ばしてあげられるようアドバイス等をする。	充実						
	予防接種	対象：乳幼児・児童・生徒 内容：四種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ）、BCG、二種混合（破傷風・ジフテリア）、麻しん風しん混合（MR）、日本脳炎、水痘、小児肺炎球菌、Hib、子宮頸がん、B型肝炎	充実						

施策目標	事業名	対象・内容	目標値						
			R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
子どもの心の安らかな発達 の推進と育児不安の軽減	育児相談	電話、来所による相談。	充実	→					
	乳幼児虐待予防	乳幼児健診での育児不安に重点をおいた育児相談の徹底。親子の様子を観察し、早期発見と予防をする。	充実	→					
	こころが元気になる教室	対象：小学4年生 内容：こころのケアに関する健康教育、作業学習、音楽エクササイズを実施する。	充実	→					

■保健水準の目標

項目 (%)	目標値				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
妊産婦死亡率	0	0	0	0	0
周産期死亡率	0	0	0	0	0
新生児・乳児死亡率	0	0	0	0	0
う歯保有率	減少傾向	→			
妊婦の喫煙率	減少傾向	→			
小・中学生の肥満率	減少傾向	→			

(1) 子どもや母親の健康の確保

安心して妊娠・出産できるよう、身体面、精神面の支援を関係機関と連携しながら推進していきます。

また子どもと子育て家庭がともに健やかでいられるよう、子どもの成長段階にあわせた健診、指導を実施することで、母子の健康維持に努めます。

医療については、町では公立七戸病院、上十三医師会等と連携を図り、小児医療体制の充実に努めています。今後も引き続き、町内外の医療機関等の情報提供の充実に努める必要があります。

これまで取り組んできた施策を継続するとともに、施策の実施状況を点検した上で、必要に応じて目標を再設定し、より良い施策の展開を図ります。

また、「子育て世代包括支援センター」を設置し、切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策を推進していきます。

子どもが心身ともに健やかに育つよう、「子ども家庭総合支援拠点」の設置に向けた環境の整備を図ります。

❖事業の名称と内容❖	
①妊産婦健診、訪問指導等の実施	<p>妊娠期・出産期・新生児期及び乳幼児期を通じて子どもが健やかに育ち、母親が安心して子育てできるよう、関係機関と連携をとり、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。</p>
②乳幼児健診、予防接種等の実施	<p>すべての子どもが心身ともに健やかに生まれ育つために、各年齢段階の健康診査及び予防接種を行い、疾病の予防や早期発見・早期治療を図るとともに、健康相談、保健指導等を実施し子どもの健全な育成を図ります。</p>
③育児家庭に対する相談支援の実施	<p>育児環境の孤立化等によって生じる虐待問題を防ぐため、妊娠期からの継続した相談指導等を実施し、保護者の育児不安の解消等に努めるとともに、児童虐待を早期発見できる体制の整備を行います。</p>
④小児医療の充実	<p>子どもの健康管理に身近にかかりつけ医をもつことの大切さを啓発するとともに、子どもを安心して育てていくための環境整備に努めていきます。</p>

❖ 家庭・地域のみんなができること ❖

- 妊娠にできるだけ早く気づき、きちんと妊娠届を出して母子健康手帳をもらいましょう。
- 母子とともに、健診を忘れずに受けましょう。
- 健康な赤ちゃんを産めるよう、妊婦はバランスのとれた食事を心がけ、喫煙、飲酒はやめましょう。
- 妊婦には席を譲りましょう。
- 妊婦のそばでは喫煙しないようにしましょう。
- 子どもの健康状態には常に気を配り、適切に対応できるようにしましょう。
- 予防接種は忘れずに受けるようにしましょう。
- 将来、子どもが健康でたくましく成長するために乳幼児からの健康管理をしっかりと行いましょう。
- 健康に関する相談や教室は、気軽に利用しましょう。

(2) 食育

現代社会では、生活リズムが夜型傾向の子どもが増えています。それは保護者の生活傾向を反映している結果とも言えます。子どもが健康的な生活リズムを体得するため、乳幼児期から生活リズムを整えていく必要があります。

また、社会環境や生活様式の変化による朝食欠食や偏食等の食習慣の乱れは、子どもの心と体の健康に悪影響を与えています。「食育」とは、子どもたちが自分で自分の健康を守り、健全で豊かな食生活を送るための能力を身につけることはもちろん、食卓での一家団らんを通じて社会性を育んだり、地域の食文化を理解することまでをも含む幅広い教育です。

今後も、食を通じた家族の絆、礼儀や心の豊かさが養われるよう、家族で食卓を囲む機会を大切にしていくことが必要です。

現在、町では、町民の食育に対する知識と理解を深めるとともに、健やかな子どもの育成を目指して、親子料理教室の開催や保護者への食習慣改善の指導などを行っています。物の豊かな時代であるからこそ、安全で体によい食を選ぶ力を身につけ、豊かな人間性と社会性が育まれるよう、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食を通じた学習を推進していく必要があります。

これまで取り組んできた施策を継続するとともに、施策の実施状況を点検した上で、必要に応じて目標を再設定し、より良い施策の展開を図ります。

❖事業の名称と内容❖	
①食生活改善活動の推進	子どもたちが健やかに成長するため、妊娠期から食生活をはじめとした正しい基本的な生活習慣が確立できるよう、関係団体と連携をとり支援していきます。
②食育教室の実施	学校及び各関係機関等と協力し、食育に関する教室等を実施します

❖ 家庭・地域のみんなができること ❖

- 食に関する事業に積極的に参加し、理想的な食事と食習慣を身につけましょう。
- 子どもの前では、できる限り偏食しないようにしましょう。
- 食事を通じて親子の絆はもちろん、他の子育て家庭との交流を深めましょう。
- 子どもと一緒に料理を作る機会を増やしましょう。
- 産地を選んで購入できる場合は、なるべく地元の食材を選びましょう。

(3) 思春期保健対策

思春期の性行動や薬物乱用、喫煙・飲酒等の問題は、子どもの心と体に大きく影響することから、喫煙、薬物、性などに関する教育が重要です。

町では、学校の保健の授業において、喫煙、飲酒、薬物乱用防止の教育指導、性の問題や男女交際・生命の尊重等の教育指導を行っています。

思春期には、心身の発達途上の不安定さゆえに、不安や悩みなどを抱え、いじめや不登校等により学びたくても学べない児童・生徒がいます。学校と、家庭、地域、関係機関が連携し、児童・生徒の心身の健全な発育を支える環境づくりに努めます。

今後も、子どもが人として人間的に成長し、次世代の親になるという観点から、思春期における心身ともに健康な人づくりに、家庭を中心に学校・地域が連携し取り組んでいく必要があります。

これまで取り組んできた施策を継続するとともに、施策の実施状況を点検した上で、必要に応じて目標を再設定し、より良い施策の展開を図ります。

❖事業の名称と内容❖	
①母性・父性育成事業の推進	少子・核家族化が進行し、子どもとふれあう機会が少なくなっています。そのため、思春期で乳幼児とのふれあう機会を設け、子どもを産み育てることの意義を理解し生命を慈しむ心を育てるための支援をしていきます。
②性教育の推進	望まない妊娠や性感染症等を防ぐため、性に関する正しい知識の普及を図っていきます。
③飲酒・喫煙・薬物等の知識の普及	薬物や喫煙が体に及ぼす影響について、正しい知識を持てるよう支援していきます。
④健康教育の推進	学校及び関係機関と連携し、心も体も健康な子どもの育成に努めます。

❖ 家庭・地域のみんなができること ❖

- 親の生活リズムに子どもを巻き込むことなく、子どもには規則正しい基本的な生活習慣を身につけさせましょう。
- 子どもの一番身近な相談相手になれるよう、親子の信頼関係を築きましょう。
- 思春期においては、子どもの変化を見逃さないようにしましょう。
- 思春期の子どもには、乳幼児とふれあう機会を増やしましょう。
- 子どものスマートフォンの利用については、SNSやインターネット利用などについて約束事を決めましょう。
- 地域や家族とも、受動喫煙について正しい知識を持ち、できる限り子どもの前では喫煙しないようにしましょう。
- 未成年者の喫煙・飲酒の害を正しく知り、決して子どもに進めることがないようにしましょう。
- 未成年者の喫煙・飲酒を見つけた場合には注意するようにしましょう。

● 第5章 計画の推進及び評価

第5章 計画の推進及び評価

1 計画の推進

本計画に掲げた施策や事業を総合的に推進するため、庁内においては社会生活課が中心となって、関係各課及び関係機関との密接な連絡調整を図ります。さらに、子育て支援の施策は、国や県の制度や計画と関わりが深いいため、国・県との連携を図り、事業の有効な導入に努めます。また、町の実情に即した取り組みを積極的に推進する上で必要な側面については、国や県への要請や働きかけを行います。

そして、何よりも、少子化や子育ての問題は社会全体の問題として、関係機関のみならず、地域の住民一人ひとりがそのことを自覚し、自分のできることは協力するという意識が重要です。計画の実現に向けて、行政だけではなく、家庭、地域社会、学校、保育施設、関係機関等の協力が不可欠です。地域社会と行政が役割分担を明確に行い、子育て家庭を支援していく体制づくりを進めていきます。

(1) 行政の役割

行政は、本計画に掲げる施策を積極的に推進するとともに、住民や企業等が子育て支援推進に積極的に参画できるよう、情報の提供や意識の啓発に努めます。

なお本計画は、育児支援・母子保健を中心に、教育、まちづくり、就労支援など子育てに関わる幅広い分野に及んでおり、施策の総合的・計画的な実現のため、庁内関係各課の連絡調整及び保健・医療・福祉に関わる各機関との連携体制を強化します。

(2) 家庭の役割

家庭においては、十分な愛情をもって子どもと接するとともに、人としての基本的なしつけや社会のルールを教え、次世代を担う子どもたちの健全な育成に努めることが大切です。また、家庭生活は男女が協力して営むものであるという意識を育む必要があります。

(3) 地域社会の役割

地域社会全体が子どもや子育て中の家庭を見守り、支えるという意識のもと、声かけや地域活動への積極的な参加を通して、地域の子どもたちや母親らとのふれあいの機会を増やし、地域全体での子育て支援に取り組むことが大切です。

また、本計画の推進には、ボランティア活動をはじめとした住民活力が大きく期待されることから、住民参画の気運を高めて行くことが望まれます。

(4) 学校の役割

様々な人との交流や多様な生活体験を通して、自主性や社会性を育みながら、子どもの個性を伸ばす教育が重視されています。また、学校施設の開放などを通して、地域における住民同士の交流の場となることが望まれます。

(5) 企業の役割

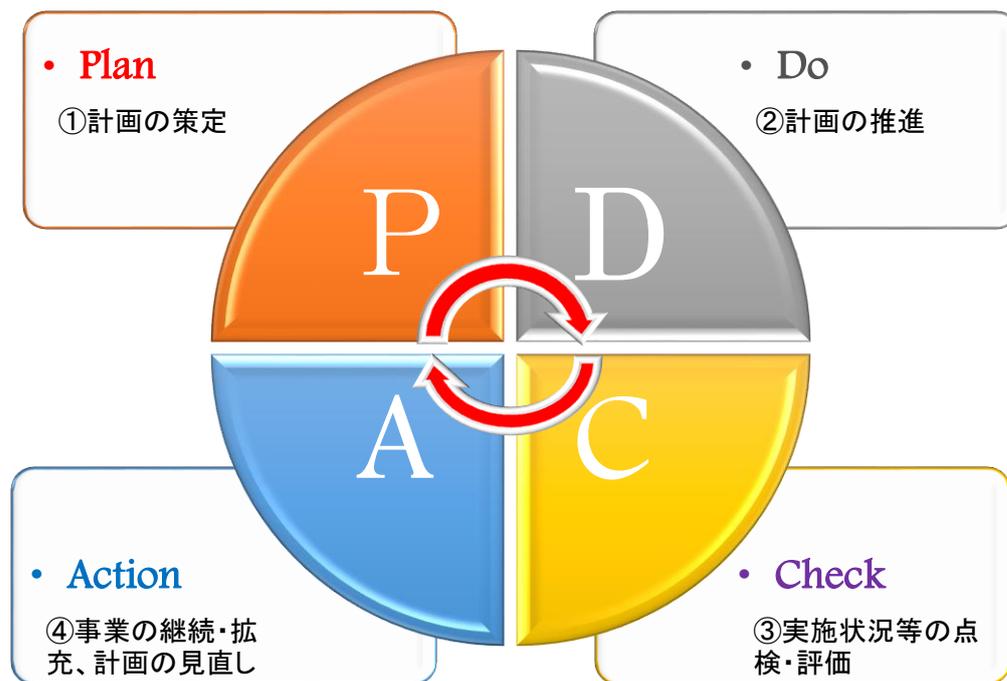
企業においては、子育て支援制度の定着を促進します。また同時に、職員一人ひとりが子育て支援の重要性を理解し、子育て中の父母が気兼ねなく制度を利用できるような職場環境づくりを進める必要があります。

2 計画の評価

計画の進行状況の管理及び実施状況の点検評価については、学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者等から構成される、「七戸町子ども・子育て会議」において事業の実施状況並びに進捗状況を確認、評価・今後の対策を講じていきます。

また、計画は、「計画 (Plan) ⇒実施 (Do) ⇒検証評価 (Check) ⇒改善 (Action)」のPDCA*1サイクルを継続的に実施していくことで、目標の達成を目指します。

■PDCAサイクルの概念図



- ① Plan (計画) : 従来の実績や将来の予測などをもとにして業務計画を作成する
 - 七戸町子ども・子育て会議における審議等を踏まえた計画の策定
 - 目標の設定
- ② Do (実施・実行) : 計画に沿って業務を行う
 - 様々な主体との連携・協働による事業の実施
- ③ Check (点検・評価) : 業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する
 - 七戸町子ども・子育て会議において、事業の実施状況を毎年点検・評価
- ④ Action (処置・改善) : 実施が計画に沿っていない部分を調べて処置をする
 - 予算編成過程における事業検討
 - 必要に応じて、計画中間年を目処に量の見込み・確保方策の見直し

● 資料

資料

1 子ども・子育て会議 委員名簿

子ども・子育て会議 委員名簿

(任期平成29年3月1日～令和2年2月28日)

No.	氏名	摘要	備考
1	いしざわ 石澤 いね子	学識経験者(元保育園長)	会長
2	くどう 工藤 ゆりこ 百合子	七戸町保育研究会 会長 (道ノ上こども園長)	副会長
3	えびな 蛸名 ちねと 千年人	七戸町保育研究会 副会長 (城北こども園長)	
4	くどう 工藤 まさじ 政治	学識経験者(元小学校長)	
5	もりた 盛田 やすかず 安和	学識経験者(主任児童委員)	
6	えびな 蛸名 さちこ 幸子	七戸町子育て支援センター一部会 代表	
7	はまだ 浜田 なおこ 奈緒子	城北こども園保護者の会 代表	
8	きくち 菊池 ゆかり 由加里	東小なかよしクラブ 代表	
9	さとう 佐藤 さとみ 怜美	城南児童館総括主幹	
10	とりやべ 鳥谷部 しんいちろう 慎一郎	七戸町教育委員会学務課長	
11	けた 氣田 まさゆき 雅之	七戸町健康福祉課長	
12	ふくだ 福田 さちこ 幸子	七戸町主任保健師	

第2期
七戸町子ども・子育て支援事業計画

発行 七戸町 令和2年3月
編集 七戸町 社会生活課
〒039-2792
青森県上北郡七戸町字森ノ上 131 番地 4
TEL 0176-68-2111 (代表)
FAX 0176-68-2804

